

平成 25 年度

第 2 回知事等の給与  
に関する有識者会議

[資 料]

平成 25 年 8 月 7 日

鳥取県総務部行財政改革局人事企画課

# 目 次

---

---

	頁
1 前回の有識者会議での検討結果	1
2 附属機関の制度概要について	2
3 附属機関の委員の報酬の考え方について	4
4 附属機関の報酬日額の設定状況	5
5 国の審議会等の委員手当（報酬）の状況	6
6 附属機関の委員の報酬の全国状況	7
7 鳥取県附属機関条例（案）	9
8 協議会等に係る損害賠償請求事件概要	10
9 協議会等設置状況	12
10 謝金単価の状況	35
11 附属機関一覧	40

## 前回の知事等の給与に関する有識者会議での検討結果

### 知事等の給与水準について

これまでの給与改定や本年度の予算の状況等を踏まえると、知事等の給与について国の給与カットへの対応は必要ない。

## 附属機関の制度概要について

### 1 附属機関とは

普通地方公共団体が、執行機関の担任する事項について調停、審査、審議、調査等を行わせるため、法律又は条例に基づき、執行機関に附属して設置する機関（※ ただし、執行機関の職員のみで構成される会議体は、執行機関そのものの内部組織であり、附属機関からは除く。）

### 2 制度の特色

- 執行機関の要請に基づき、調停、審査、審議、調査等を行う（単なる連絡調整会議は除く）
- 直接住民を対象とした執行権限を有しない（執行権限は執行機関が行使）
- 複数人で構成される会議体
- 法令に基づき設置
- 委員は執行機関の職員以外の者（外部委員）を含む
- 委員は非常勤特別職

### 3 委員報酬の性格

- 原則、有償（地方自治法第203条の2第1項）  
※ ただし、執行機関の常勤職員が委員を兼ねる場合は、二重給付となるので、報酬は支給すべきでないとされている。
- 原則、日額支給（同条第2項）
- 生活給としての意味はなく、勤務に対する反対給付としての性格のみもつ

### 4 鳥取県における附属機関の整理

- 従来、附属機関とは別に、要綱等に基づき、執行機関が任意に有識者や一般県民の意見を聞くため、協議会等を設置
- 最近、要綱等に基づき設置されている協議会等について、条例によらず附属機関を設置するものであって違法であるとする下級審判例あり
- このたび、調停、審査、審議、調査等を行う会議体（執行機関の職員のみで構成されるものを除く。）はすべて、附属機関として整理する予定

■地方自治法（昭和22年法律第67号）

第138条の4第3項

- ① 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。（但書 略）

第202条の3第1項

- ① 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

第203条の2

- ① 普通地方公共団体は、その委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。
- ② 前項の職員に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。
- ③ 第1項の職員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。
- ④ 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第204条の2

普通地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには、これをその議会の議員、第203条の2第1項の職員及び前条第1項の職員に支給することができない。

## 附属機関の委員の報酬の考え方について

1 現行 日額9,900円以内

2 「以内」の取扱い

○異なる報酬日額の設定があることを前提に、上限額として規定

○実態としても、附属機関によって又は委員長かその他の委員かによって、異なる金額を設定

(例) S41年当時の特別職報酬審議会の委員報酬は、日額1,000円(条例の上限額1,500円)

○なお現在は、実態としては、一律日額9,900円となっている。

3 附属機関の委員の報酬の沿革

従来より、附属機関の委員の報酬の額は、他の特別職の給与改定に伴い、それ(主に知事)との均衡を考慮して改定を行ってきた。

施行日	報酬額(日額)	参 考
S27. 11. 1	300円以内	当時の附属機関の委員の報酬を集約(※) 収用委員会の委員(日額 400円)
S35. 10. 1	1,000円以内	収用委員会の委員(日額1,000円)
S37. 1. 1	1,200円以内	収用委員会の委員(日額1,200円)
S38. 10. 1	1,500円以内	収用委員会の委員(日額1,500円)
S47. 4. 1	1,800円以内	知事給与+25%
S48. 12. 1	3,000円以内	知事給与+25%
S51. 4. 1	3,700円以内	知事給与+24%
S52. 9. 1	4,500円以内	知事給与+17%
S54. 9. 1	5,200円以内	知事給与+11%
S56. 7. 1	6,500円以内	知事給与+10%
S60. 12. 1	7,800円以内	知事給与+15%
S64. 1. 1	8,500円以内	知事給与+7%
H 4. 1. 1	9,500円以内	知事給与+12%
H 8. 1. 1	10,500円以内	知事給与+7%
H15. 1. 1	10,300円以内	知事給与▲1.9%
H15. 12. 1	10,200円以内	知事給与▲1.1%
H24. 1. 1	10,100円以内	知事給与▲0.6%
H25. 1. 1	9,900円以内	知事給与▲1.8%

※ 旧条例設定時の附属機関の委員報酬の状況  
 建設業審議会 会長250円/日 委員200円/、 建築審査会 会長250円/回 委員200円/回、  
 結核診査協議会 委員長・委員300円/日

# 附属機関の報酬日額の設定状況

現 行		
報酬日額	機関数	主なもの
9,900 円	68機関	鳥取県情報公開審議会 ほか



協議会等が編入した場合			
報酬日額	機関数	主なもの	金額の考え方
9,900 円	81機関	鳥取県情報公開審議会 ほか	職務の困難さ等を考慮し、上限額を採用
8,900 円	191機関	パートナー県政推進会議 ほか	協議会等委員謝金の予算査定単価
7,000 円	1機関	湖山池環境モニタリング委員会	鳥取市と共同設置しており、県より低額の鳥取市の協議会等委員謝金の予算査定単価を採用
6,500 円	1機関	鳥取県就学指導委員会	過去の協議会等委員謝金の予算査定単価(S60年頃と思われる)
6,400 円	1機関	学校における防災教育推進委員会(今後設置予定)	国からの委託事業で、委託費の積算上の単価
6,000 円	8機関	鳥取県地域自立支援協議会 ほか	講師謝金(教授・准教授その他)の予算査定単価 ほか
5,500 円	1機関	とっとり県民カレッジ運営委員会	平成7年度当時の講師謝金(教授・准教授その他)の予算査定単価
5,280 円	3機関	子どもの読書活動推進委員会 ほか	家庭地域教育課独自の協議会等委員謝金単価
5,100 円	1機関	鳥取県主要農作物奨励品種改廃協議会	平成22年度当時の附属機関委員報酬(10,200円)の半額(短時間であることを考慮)
5,050 円	1機関	技能者表彰候補者選考委員会	平成23年度当時の附属機関委員報酬(10,100円)の半額(短時間であることを考慮)
5,000 円	14機関	東部福祉保健事務所献血推進協議会 ほか	協議会等委員報酬(8,900円)からの割り落とし(職務の困難性等を考慮) ほか
4,000 円	4機関	鳥取県ふるさと認証食品協議会 ほか	協議会等委員報酬(8,900円)の半額(短時間であることを考慮) ほか
3,000 円	8機関	とっとり伝統芸能まつり出演団体選定委員会 ほか	非常勤職員の時間給(端数処理し1,500円)の2時間分 ほか
2,600 円	15機関	東部農林事務所がんばる農家プラン等審査会 ほか	指導農業士等の謝金の時間単価(※2時間以上の場合は時間数を乗じた額。ただし上限8900円)
2,200 円	2機関	西部総合事務所日野振興センター就農計画認定審査委員会	一般農業者への謝金の時間単価
計	332機関		

# 国の審議会等の委員手当（報酬）の状況

## 1 法律の規定

委員手当（報酬）	
日額 34,900円以内 （特別な事情がある場合 日額 10万円以内）	

※ 特別職の職員の給与に関する法律

## 2 支給基準（人事院給与局事務連絡）

区分	会長等	委員等	例
特A	日額 34,900円 (31,500)	日額 31,300円 (28,200)	
A	日額 29,400円 (26,500)	日額 26,900円 (24,300)	中央社会保険医療審議会の会長、公平委員
特B	日額 24,900円 (22,500)	日額 22,800円 (20,600)	
B	日額 23,200円 (20,900)	日額 20,000円 (18,000)	中央社会保険医療審議会のその他の委員
C	日額 20,900円 (18,900)	日額 18,100円 (16,300)	鳥取地方最低賃金審議会 鳥取地方労働審議会

※ ( ) 内は、カット後の額

## （参考）国の私的懇談会等の謝金の支給額の状況

### ①全国の国の機関における委員謝金の支給実態（H21年時点）

区分（日額）	単価数	支給日数の割合
22,501円以上	8種類	3%
22,500～7,700円	39種類	97%
7,699円以下	2種類	1%未満
計	48種類	

※ 官民合同実務家タスクフォース・起草作業グループ（謝金・諸手当業務）による実態調査結果（調査実施期間：H24年4月～12月）より  
※ 「支給日数の割合」は調査実施期間中に謝金が支給された日数（延べ）の割合

### ②鳥取県内における私的懇談会等の委員謝金の例（H25年8月2日時点）

鳥取行政評価事務所	恒常的懇談会	4,500円/時（ただし上限9,100円/日）
-----------	--------	-------------------------



## 附属機関の委員の報酬の全国状況（概況）

平成25年7月24日現在

### 1 報酬の支払い根拠の制定状況

区分	団体数
条例	32
規則	5
通知	4
—	6
計	47

※ 太線枠は、鳥取県の該当欄(以下同じ。)

### 2 報酬額の根拠(報酬規準)の制定状況

区分	団体数
条例	21
規則	7
要綱	1
通知	9
予算単価	4
—	5
計	47

### 3 報酬基準の設定パターン

設定パターン	団体数	上限額の平均
① 一律 (特例なし)	13	10,654
② " (特例あり)	4	10,275
③ 複数区分 (特例なし)	5	12,760
④ " (特例あり)	0	—
⑤ 上限と下限の間で個別設定 (特例なし)	11	16,968
⑥ " (特例あり)	9	17,756
⑦ 上限額以下で個別設定 (特例なし)	4	12,900
⑧ " (特例あり)	1	10,500
計	47	13,871

※ 「特例あり」とは、報酬基準を超える報酬額を一定範囲・手続きのもとで認めるものをいう。

### 4 報酬額（1日又は1回当たり）の上限額の分布状況

上限額の区分	団体数								
	計	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
30,000円以上	1						1		
25,000円以上 30,000円未満	2					1	1		
20,000円以上 25,000円未満	1					1			
19,000円以上 20,000円未満	1					1			
18,000円以上 19,000円未満	3					2	1		
17,000円以上 18,000円未満	0								
16,000円以上 17,000円未満	4			2		1		1	
15,000円以上 16,000円未満	5					2	3		
14,000円以上 15,000円未満	2						1	1	
13,000円以上 14,000円未満	3	3							
12,000円以上 13,000円未満	2	1				1			
11,000円以上 12,000円未満	5	1	1	1		1		1	
10,000円以上 11,000円未満	7	1	2			1	2		1
<b>9,000円以上 10,000円未満</b>	<b>10</b>	<b>6</b>	<b>1</b>	<b>2</b>				<b>1</b>	
8,000円以上 9,000円未満	0								
7,000円以上 8,000円未満	1	1							
7,000円未満	0								
計	47	13	4	5	0	11	9	4	1
平均額	13,871								

鳥取県(日額  
9,900円以下)  
全国37位タイ

附属機関委員報酬全国状況

平成25年7月24日現在

自治体名	支払形態	報酬基準		基準を超える 特例額	今後 見直し 予定	備 考
		上限	順位 下限			
北海道	日額	16,900	9	12,000		会長等は16,900円、その他は12,000円。
青森県	日額	11,300	27	9,800	なし	
岩手県	日額	9,600	41	9,600	なし	一律
宮城県	1回当たり	11,600	25	11,600	なし	一律
秋田県	日額	18,300	7	10,000	個別協議	
山形県	日額	16,200	10	9,600	なし	医師のみ16,200円、その他は9,600円。
福島県	日額	9,800	39	8,800	なし	条例上は38,300円以内で、予算単価は会長等9,800円、その他8,800円が標準。
茨城県	日額	13,000	21	13,000	なし	一律
栃木県	日額	19,050	5	10,350	なし	あり 毎年見直しを実施
群馬県	日額	11,000	29	11,000	個別協議	一律（カット後は一律9,926円）
埼玉県	日額	16,200	10	-	なし	16,200円以内
千葉県	1回当たり	13,000	21	13,000	なし	
東京都	日額	27,600	3	23,200	個別協議 (35,900円以内)	あり 毎年見直しを実施
神奈川県	日額	33,000	1	19,000	個別協議	
新潟県	日額	7,500	47	7,500		一律。カット検討中
富山県	日額	15,000	15	5,000	33,000円	特例額は公害健康被害認定審査会のみ
石川県	日額	28,000	2	18,000		未定
福井県	日額	14,000	18	9,000	個別協議	
山梨県	日額	9,800	39	9,800	なし	未定 一律
長野県	日額	12,800	23	12,800	なし	未定
岐阜県	日額	12,500	24	10,500	なし	
静岡県	日額	16,100	12	11,100	なし	
愛知県	日額	18,500	6	15,500	なし	1.5%カット（カット後18,230円～15,270円）
三重県	日額	9,900	37	9,900	なし	一律
滋賀県	日額	14,000	18	-	なし	14,000円以内
京都府	日額	13,900	20	13,900	なし	
大阪府	日額	9,600	41	6,100	なし	9,600円、8,200円、6,100円の3段階のみ ※3%カット (カット後9,400円、8,000円、6,000円)
兵庫県	日額	15,500	13	12,500	個別協議	20%カット (カット後12,400～10,000円)
奈良県	日額	10,900	30	6,390	個別協議	
和歌山県	日額	10,500	31	-	個別協議 (24,000円以内)	10,500円（高度の識見を有すると認めるものは24,000円）以内で各任命権者が定める額
鳥取県	日額	9,900	37	-	なし	9,900円以内
島根県	日額	10,300	35	10,300	個別協議 (12,800円以内)	条例上は12,800円以内で、予算査定により10,300円が標準
岡山県	日額	11,500	26	-	なし	11,500円以内
広島県	日額	10,500	31	10,500	個別協議	
山口県	日額	15,000	15	9,200	個別協議	
徳島県	日額	9,400	43	9,400	なし	一律（カット後は一律9,000円）
香川県	日額	9,000	45	9,000	なし	一律
愛媛県	日額	10,000	36	10,000	なし	一律
高知県	日額	9,000	45	9,000	なし	一律
福岡県	日額	22,500	4	11,300	なし	
佐賀県	日額	18,200	8	9,500	なし	
長崎県	日額	15,100	14	8,700	なし	
熊本県	日額	10,500	31	10,500	16,500円以内	
大分県	日額	15,000	15	8,300	なし	
宮崎県	日額	10,500	31	10,000	なし	上限額は土地利用審査会、公害審査会のみ
鹿児島県	日額	11,200	28	9,900	個別協議	最高は、公害審査会の場合の57,200円
沖縄県	日額	9,300	44	9,300	個別協議	

## 鳥取県附属機関条例（案）

### （趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関（法律又は他の条例の規定により置かれるものを除く。以下「附属機関」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### （設置）

第2条 別表第1の右欄に掲げる事務を担当させるため、知事の附属機関として、同表の左欄に掲げる機関を設置する。

2 別表第2の右欄に掲げる事務を担当させるため、教育委員会の附属機関として、同表の左欄に掲げる機関を設置する。

3 前2項に定めるもののほか、知事又は教育委員会（以下「知事等」という。）は、存続期間が1年未満の附属機関については、告示又は教育委員会告示で定めるところにより設置することができる。

### （組織）

第3条 附属機関は、知事等が定める人数の委員をもって組織する。

### （委員）

第4条 委員は、その調査審議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、知事等が任命し、又は委嘱する。

2 委員の任期は、知事等が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

### （会議）

第5条 附属機関は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 附属機関は、必要があると認めるときは、議事に関係を有する者に対して出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

### （部会等）

第6条 附属機関は、その定めるところにより、部会又は分科会（以下「部会等」という。）を置くことができる。

2 部会等に属すべき委員は、附属機関が定める。

3 前条の規定は、部会等の会議について準用する。

### （雑則）

第7条 この条例に定めるもののほか、附属機関の運営に関し必要な事項は、附属機関が定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岡山市自治組織に関する検討委員会の損害賠償請求事件  
(平成20年10月30日岡山地裁判決)

【事案の概要】

岡山市において、地方公共団体が任意に附属機関を設ける場合には条例によらなければならない(地方自治法第138条の4第3項本文)にもかかわらず、岡山市が自治組織に関する検討委員会設置要綱(以下「本件要綱」という。)に基づき自治組織に関する検討委員会(以下「本件委員会」という。)を設置したことは違法であり、その委員らに対して本件要綱に基づき報償金を支払ったことは違法であるとして、支出負担行為を決議した専決処分者は地方自治法第243条の2第1項1号に基づき、監督すべき義務を負っていた市長は不法行為に基づき、各自が岡山市に対して損害賠償責任を負っているとして、岡山市の住民である原告が、当時の岡山市長及び上記専決処分者に対して報償金相当額の損害賠償及び遅延損害金を連帯し支払うよう請求することを求めた住民訴訟である。

【判決趣旨】

- 1 本件検討委員会は附属機関に当たるか  
ア 地方自治法第138条の4第3項は、普通地方公共団体が任意に附属機関を設け得ることを認めるとともに、附属機関を置く場合は必ず法律又は条例によらなければならないことを定めたものであり、各執行機関において規則、規程、要綱その他の内部規律に基づいて附属機関を設置することはできない。附属機関とは、執行機関の要請により、行政執行のために必要な資料の提供等行政執行の前提として必要な調停、審査、諮問、調査等を行うことを職務とする機関であり、その名称を問わない。  
イ 本件委員会について  
① 本件要綱において、本件委員会の所掌事務は自治組織についての諸問題の調査検討等であるとしており、実際の活動においても本件町内会と新町内会の関係者から事情を聴取するなど、調査活動を行っている。  
② 本件委員会は、委員会としての意見を取りまとめ、報告書を作成して岡山市長に提出しており、本件委員会の庶務は市民局市民企画総務課で行われている。  
ウ 以上によれば、本件委員会は、諮問、調査等を行う合議制の機関としての実態を有しており、地方自治法第138条の4第3項所定の附属機関に当たる。  
エ 附属機関には、調停、審査、諮問又は調査という幅広い役割が定められていることにかんがみれば、住民の権利義務に影響を与える権限を有するか否かによって附属機関に当たるか否かを判断することはできない。
  - 2 本件支出は違法か  
本件委員会は附属機関に当たるので、本委員会の委員らに対する報酬等は、いわゆる給与と条例主義の原則に照らすと、法律又は条例に基づいて支給することを要するというべきであり、本件要綱のみに基づいてされた本件支出は法律又は条例の根拠を欠くものとして違法というほかない。
  - 3 損害に当たるか  
本件委員会と同様の委員会を設置する旨条例案が岡山市議会に提出された場合を仮定しても、同議会が、同市職員のより適切で十分な働き掛けによって紛争の解決に努めるべきであるとして、当該条例案を否決する可能性も否定することができないため、当然可決されたはずであるとはいえない。また、本件委員会の設置の必要性すなわち委員らの活動の必要性が、議会で認められていない以上、委員らの活動の有益性を理由として、損害の発生を否定することはできない。
- 平成21年6月4日 広島高裁で被告側の控訴棄却  
【高裁での付加判示】  
ア 地方自治法上の附属機関は「住民の権利義務に影響を及ぼす権利行使の前提となる」調停・調査等を行う機関であり、本件委員会の取り扱った事項は、関係住民や本件町内会の実質的な権利義務に相当な影響のある事項であると認められることから、所定附属機関に当たることに疑念の余地はない。  
イ 「設置無効」の本件委員会の委員に対する報償金の支出は法令上の根拠を有しておらず、違法である。

平塚市事業者選定委員会謝礼返還請求事件  
(平成23年3月23日 横浜地裁判決)

【事案の概要】

平塚市において、要綱により設置された(仮称)次期環境事業センター整備・運営事業者選定委員会(以下「本件委員会」という。)について、地方自治法138条の4第3項、202条の3第1項に違反している。

本件委員会の設置は法に違反し無効であるから、本件委員会の委員4名(以下「各委員」という。)に対するアドバイザー謝礼として公金を支払う根拠はなく、各委員は平塚市に対し、受領した謝礼を不当利得として返還する義務を負う。

このため、原告が、被告・平塚市長に対し、各委員らに対し不当利得返還請求権を行使するよう求めた事案である。

【判決趣旨】

1 本件委員会は附属機関に当たるか

ア 法138条の4第3項は、普通地方公共団体が法律又は条例によって執行機関の附属機関を設置することができる旨を規定している。附属機関とは、執行機関の行政の執行のため、あるいは行政執行に必要な調停、審査、訪問又は調査を行うことを職務とする機関をいう。同項の文言に照らすと、附属機関を法律又は条例によらず要綱等により設置することを禁ずる趣旨を含むと解される。

イ 本件委員会について

①事務局が平塚市資源循環課に置かれ、6人の委員には市職員以外の有識者4名が含まれていること

②所掌事項は、平塚市が公設民営で行う新しい環境事業センター事業を実施する主体となる民間事業者を選定し、当該選定結果を市長に提言することであること

③平塚市の責務であり、業務である環境事業の実施主体となる民間事業者の選定は、重要な行政事務の1つであって、単に技術的な事項にとどまるとみるべきものではないこと

④本件委員会は、複数回にわたり会議を重ね、民間事業者の選定結果を市長に提出。市長はこれに沿って事業者を選定していること

⑤その活動期間は1年以上にわたっていること

ウ 以上を総合すれば、本件委員会は、法138条4第3項所定の審査又は諮問を行う附属機関に該当するものと言わざるを得ない。

2 各委員の不当利得の有無

各委員に支払われた金銭は、各委員が平塚市長から本件委員会の委員に就任するよう依頼を受け、これを受託したことを受けて、受託の範囲の業務として会議に出席して提供した役務の対価であり、その額も、平塚市非常勤特別職のうち審議会等の委員に支払う報酬及び費用弁償額と同額に往復交通に要する実費相当額を加えたもので、相当な範囲内のものといえることができる。

3 本件委員会が、法138条の4第3項所定の審査又は諮問を行う附属機関に該当するとしても、この謝礼の受領が法律上の原因がない利得に当たるといえることはできない。

よって、平塚市が、各委員に支払った謝礼相当額の不当利得返還請求権を有するとは認めがたく、原告の請求は理由がなく棄却する。

○平成23年9月15日 東京高裁判決でも、原告控訴棄却

協議会等設置状況(H25.4.1現在:知事部局、教育委員会等)

番号	部局名	所属名	協議会等の名称	設置状況	委員状況		委員状況			開催状況	
				担任する事務 ※現在は、目的・役割・会議内容を記載していますので、附属機関条例において「担任する事務」として記載できる書きぶりに改めること	委員数	左のうちの外部委員数	謝金単価(円)	委員構成	任期 (〇年間 H〇.〇〇 ～ H〇.〇〇)	H25開催予定回数	H24開催実績
1	未来	企画課	パートナー県政推進会議	パートナー県政の実現に向けて、県民参画による県政推進の仕組み等を幅広く検討する事務	14	11	8,900	県民、学識経験者、NPO、女性団体、農業団体、JC等...	2年間 H25.5.19 ～ H26.3.31	4回程度	0回 (H25年度新設)
2	未来	企画課	住もう好きです鳥取未来会議	人口減でも持続的で活力ある地域社会づくりへの助言、自然減及び社会減に歯止めをかける方策への助言、その他、会議の目的達成のために必要な事項に関する事務	10	9	8,900	知事、学識経験者、企業代表者、報道関係者	1年間 (H25.6.9 ～ H26.3.31)	3回	0回
3	未来	企画課	教育協働会議	教育振興を推進するための方策への助言、その他、会議の目的達成のために必要な事項に関する事務	15	6	8,900	知事、教育委員、学識経験者、保護者、統轄監、未来づくり推進局長	1年間 (H25.5.22 ～ H26.3.31)	4回	0回
4	未来	鳥取力創造課	鳥取県鳥取力創造運動支援補助金(スタートアップ型/新規・継続)審査会	鳥取力創造運動の推進を図るため、鳥取県鳥取力創造運動支援補助金交付要綱に基づき、補助対象事業を公平かつ厳正に決定することを目的とする	6	5	9,900	地域づくり活動有識者、実践者、学生、市町村、県	1年間 承諾の日 ～ H26.3.30	3回	3回
5	未来	鳥取力創造課	鳥取県鳥取力創造運動支援補助金(発展型・ネットワーク型・ビジネスモデル創出型)審査会	鳥取力創造運動の推進を図るため、鳥取県鳥取力創造運動支援補助金交付要綱に基づき、補助対象事業を公平かつ厳正に決定することを目的とする	6	5	9,900	学識経験者、地域づくり活動有識者、実践者、県	1年間 承諾の日 ～ H26.3.30	3回	3回
6	未来	鳥取力創造課	みんなで作る鳥取力創造ガイドライン検討委員会(仮称)	鳥取県におけるNPOと行政等の協働の具体的推進に向けた共通のルールや取り組みのあり方等を総合的に検討し、既存の基本方針である「協働推進ガイドライン」を「鳥取力創造ガイドライン(仮称)」として改訂を行うことを目的とする	未定	未定	8,900	学識経験者、中間支援組織、非営利公益活動団体等	承諾の日 ～ H26.3.31	4回	0回
7	未来	鳥取力創造課	鳥取・鳥根広域連携協働事業審査委員会	鳥取・鳥根両県が取り組む鳥取・鳥根広域連携協働事業の適正な運営を図ることを目的とする	6	4	9,900	学識経験者、企業等関係者 (鳥取県と鳥根県の委員で構成)	2年間 (H24.4 ～ H26.3)	1回	1回
8	未来	県民課	鳥取県協働提案・連携推進事業補助金審査会	鳥取県協働提案・連携推進事業補助金申請事業の審査及び補助対象事業の効果を高めるための指導・助言等を行うことを目的とする	6	5	9,900	学識経験者、地域づくり活動有識者、実践者、県	概ね1年間 H25.7.7 ～ 全ての審査が終了するまで (H26年度当初には終了予定)	4回	—
9	危機	危機管理政策課	鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例見直し検討委員会	鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例(平成21鳥取県条例第43号)の条例改正案の骨子の作成その他条例の改正に関して必要な事項に関する業務	14	14	8,900	学識経験者、防災活動従事者、ボランティアコーディネーター、災害時要援護者、商工業、市町村	2年間 (H24.10.2 2 ～ H26.3.31)	2回	3回
10	危機	危機管理政策課	鳥取県広域防災拠点検討委員会(予定)	委員会は、次の事項について検討する。 (1)広域防災拠点のあり方に関する事 (2)その他前条の目的を達成するために必要な事項に関する事	10	10	8,900	学識経験者、市町村、消防、自衛隊、警察、物流関係者	1年間 (H26.3.31 まで)	3回	0回
11	危機	危機管理政策課	鳥取県業務継続計画策定推進会議	鳥取県業務継続計画策定推進に向けた戦略的な方針と目標設定等の検討に関する事務	13	4	8,900	各分野の代表者(企業、金融、IT、医療機関、福祉施設、市町村)、鳥取県	2年間 (H24.5.1 ～ H27.3.31)	1回	1回

番号	部局名	所属名	協議会等の名称	設置状況	委員状況		委員状況			開催状況	
				担任する事務 ※現在は、目的・役割・会議内容を記載していますので、附属機関条例において「担任する事務」として記載できる書きぶりに改めること	委員数	左のうちの外部委員数	謝金単価(円)	委員構成	任期 (〇年間 HO.O.O ~ HO.O.O)	H25開催予定回数	H24開催実績
12	危機	危機管理政策課	鳥取県津波対策検討委員会(予定)	現在の津波被害想定との検証と新たな被害想定及び津波対策の検討に関する事務	未定	未定	8,900	学識経験者、市町村(詳細未定)	未定	3回	0回
13	危機	原子力安全対策課	鳥取県原子力防災専門家会議	原子力防災に対する放射線モニタリング、被ばく医療その他の防災対策についての調査審議に関する事務	8	8	8,900	学識経験者	H24.4.1~ H26.3.31	3回	3回
14	危機	消防防災課	鳥取県東部地区メディカルコントロール協議会	鳥取県保健医療計画に定める病院前救護体制の充実に向けて、東部地区(鳥取市並びに岩美郡及び八頭郡の区域をいう。以下同じ。)における救急隊員が行なう応急処置等の質を確保するための調査審議に関する事務	14	6	8,900	医師、消防関係者、県職員	なし	1回	1回
15	危機	消防防災課	鳥取県中部地区メディカルコントロール協議会	鳥取県保健医療計画に定める病院前救護体制の充実に向けて、中部地区(倉吉市及び東伯郡の区域をいう。以下同じ。)における救急隊員が行なう応急処置等の質を確保するための調査審議に関する事務	8	2	8,900	医師、消防関係者、県職員	なし	1回	1回
16	危機	消防防災課	鳥取県西部地区メディカルコントロール協議会	鳥取県保健医療計画に定める病院前救護体制の充実に向けて、西部地区(米子市及び境港市並びに西伯郡及び日野郡の区域をいう。以下同じ。)における救急隊員が行なう応急処置等の質を確保するための調査審議に関する事務	14	6	8,900	医師、消防関係者、県職員	なし	1回	1回
17	危機	消防学校	鳥取県消防学校教育推進会議(平成25年9月設置予定)	消防職員、消防団員及び住民等に係る教育訓練計画及び教育訓練の意見交換に関する事務	10	9	9,900	消防関係者(県内各消防局、鳥取県消防協会、消防団員)、市町村、県	未定	1回	0回
18	総務	人事企画課	鳥取県職員の処分等に係る評価委員会	職員の処分の基準案及び職員の処分案の適否、量定等に関する事務	3	3	8,900	弁護士、大企業労務担当者、中小企業経営者	なし	3回	3回
19	総務	人事企画課	知事等の給与に関する有識者会議	知事等の給料、報酬及び手当の額その他の給与に関する制度の改正の必要性の検討に関する事務	10	10	8,900	学識経験者、放送関係者、事業経営者、労働関係者	2年間 (H25.6. ~ H27.3.31)	4回	0回
20	総務	業務効率推進課	事業棚卸し評価者会議	鳥取県事業の必要性や実施手法等について、外部の客観的な視点による評価の実施に関する事務	8	8	8,900	学識経験者(大学教授、JC、JA、NPO等)、県民委員(公募)	5月~9月 まで	5回	4回

番号	部局名	所属名	協議会等の名称	設置状況	委員状況		委員状況			開催状況	
				担任する事務 ※現在は、目的・役割・会議内容を記載していますので、附属機関条例において「担任する事務」として記載できる書きぶりに改めること	委員数	左のうちの外部委員数	謝金単価(円)	委員構成	任期 (〇年間 H〇.〇.〇 ～ H〇.〇.〇)	H25開催予定回数	H24開催実績
21	総務	業務効率推進課	指定管理施設外部有識者	指定管理者に管理を行わせている公の施設の管理運営状況についての意見提言に関する事務	随意(通常3～4名)	全員	8,900	指定管理者を選定した際の委員など、その分野に精通する有識者	1日	5回(予算ベース)	15回
22	総務	厚生課	鳥取県職員一般疾患健康管理審査会	職員に適用する健康管理区分の決定・変更、復職の可否等の審査・決定に関する事務	8	1	8,900	医師、産業医、県職員	H24.4.4外 ～ H27.3.31	4回	4回
23	総務	厚生課	鳥取県職員精神疾患健康管理審査会	職員に適用する健康管理区分の決定・変更、復職の可否等の審査・決定に関する事務	7	4	8,900	医師、産業医、県職員	H24.4.1外 ～ H27.3.31	4回	1回
24	総務	人権・同和対策課	鳥取県いじめ問題検証委員会	県内の学校におけるいじめが原因と考えられる児童・生徒の重大な事故に関連して、関係者の了解のもとに事実関係の確認、問題解決に向けた検証等を行うための事務	5	5	8,900	中立・公正な判断をすることができ、かつ、教育、法律等に見識を有する者	なし (検証結果の報告、改善意見の陳述を終えるまで)		0回
25	総務	人権・同和対策課	第4回鳥取県人権意識調査実施検討委員会	第4回鳥取県人権意識調査の調査内容等の検討に関する事務	4	4	8,900	人権教育・啓発に関する学識経験者	調査結果報告書作成まで(約2年間)	3回	0回
26	総務	公文書館	新鳥取県史編さん委員会	新鳥取県史編さん事業の基本方針及び新鳥取県史の刊行計画を審議、決定する事務	8	6	8,900	学識経験者、県総務部長、県教委次長	3年間 H24.5.16 ～ H27.3.31	2回	2回
27	地域	教育・学術振興課	鳥取県環境学術研究等振興事業評価委員会	鳥取県環境学術研究等振興事業の基本方針に掲げる助成対象研究の評価及び予算の配分方針により行う研究計画の審査等に関する事務	12	11	9,900 6,000	高等教育機関の教員、学識経験者ほか	3年 (H24.5.16 ～ H27.3.31)	2回	2回
28	地域	教育・学術振興課	未来につながる「ものづくり」人材育成検討会設置要綱(仮)(平成25年〇月〇日施行)第〇条の規定により、県内のものづくり人材の育成について、持続可能な人材育成システムの構築とカリキュラムに関する検討に関する事務	※H25.7月設置予定	10	4	8,900	鳥取大学、県内製造業企業、行政(鳥取県、関係市)など	1年間 (設置から平成26年3月31日まで)	5回	0回
29	地域	男女共同参画推進課	鳥取県男女共同参画推進企業認定委員会	仕事と家庭の両立に配慮しながら、男女ともに働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる企業認定の審査に関する事務	5	4	8,900	学識経験者	H24.11.8 ～ H26.11.7	4回	4回
30	地域	男女共同参画推進課	平成25年度男女共同参画推進人材育成協働事業選定委員会	平成25年度男女共同参画推進人材育成協働事業の事業委託実施要領(平成25年3月22日施行)第6の委託事業選定に係る事業計画の選定に関する事務	4	3	8,900	学識経験者、県、(市町村)	1年間 (H25.5.15 ～ H26.3.31)	2回	1回
31	地域	男女共同参画推進課	平成25年度共同参画時代の自分磨きセミナー事業選定委員会	平成25年度共同参画時代の自分磨きセミナー事業募集要領(平成25年3月13日施行)第6の委託事業選定に係る事業計画の選定に関する事務							
32	地域	男女共同参画センター	鳥取県男女共同参画センター運営協議会	鳥取県男女共同参画センターの管理運営に関する事、センターの事業の企画実施に係る検討に関する事務	14	14	8,900	学識経験者、(人権・福祉関係、男女共同参画関係等)団体の代表、市町村	H24.7.1 ～ H26.3.31	2回	2回
33	文化	文化政策課	鳥取県美術展覧会運営委員会	鳥取県美術展覧会における出品規定及び審査員の決定等に関する事務	23	22	8,900	各美術部門の代表者、開催館代表者、学識経験者	H24.4.1 ～ H26.3.31	3回	3回



番号	部局名	所属名	協議会等の名称	設置状況	委員状況		委員状況			開催状況	
				担任する事務 ※現在は、目的・役割・会議内容を記載していますので、附属機関条例において「担任する事務」として記載できる書きぶりに改めること	委員数	左のうちの外部委員数	謝金単価(円)	委員構成	任期 (〇年間 HO.O.O ~ HO.O.O)	H25開催予定回数	H24開催実績
34	文化	文化政策課	鳥取県ジュニア美術展覧会運営委員会	鳥取県ジュニア美術展覧会における開催要項、審査員の決定等に関する事務	10	小中学校教員: 2 小中学校課指導主事: 1	8,900	学校関係者、学識経験者等美術関係者、小中学校課	2年間 H24.4.19 ~ H27.3.31	3回	3回
35	文化	文化政策課	鳥取県文化芸術事業評価委員会	県が実施又は助成する文化芸術事業について、毎年度ごとに点検、評価する事務	17	17	5,000	文化芸術活動者、マスコミ、大学(院)生等	H24.4.1~ H26.3.31	5回 (評価報告会含む)	5回 (評価報告会含む)
36	文化	文化政策課	文化功労賞知事表彰選考委員会	文化功労賞知事表彰の被表彰候補者の選考に関する事務	20	20	5,000	文化芸術活動者、マスコミ、大学(院)生等	24.4.1~ 26.3.31	1回	1回
37	文化	文化政策課	アーティスト・リゾート・イン・トトリ事業評価委員会	アーティスト・リゾートを全県的に推進していくために作られた「暮らしとアートとコノサキ計画実行委員会」が実施する事業の評価方針の決定及び評価結果のとりまとめに関する事務	5	5	8,900	県内有識者、まちづくり関係者、文化関係者及び行政関係者等	25.5.1~ 26.3.31	4回	2回
38	文化	文化政策課	文化芸術活動支援補助金交付対象事業選定委員会	鳥取県文化芸術活動支援補助金交付要綱第5条の補助金を交付するにあたって行う事業計画書の審査に関する事務	5	4	8,900	出版、舞台芸術、美術、音楽各分野有識者	なし	2回	2回
39	文化	文化政策課	とっとり伝統芸能まつり出演団体選定委員会	とっとり伝統芸能まつりの出演団体の選定及び開催日・開催場所の決定に関する事務	9	7	3,000	学識経験者、県、県内伝統芸能活動者	なし	1回	1回
40	福祉	福祉保健課	鳥取県社会福祉・保健サービス評価推進委員会	評価機関の認証の審査や評価事業の普及啓発等について意見を聞くなど、福祉サービスの評価の実施方法の審議に関する事務	7	7	8,900	学識経験者、サービス利用者	2年間 H22.7.7 ~ H24.7.6	3回	0回
41	福祉	福祉保健課	鳥取県福祉のまちづくり推進協議会	鳥取県福祉のまちづくり条例(平成20年鳥取県条例第2号)第6条の基本方針による福祉のまちづくりの推進に係る事務	23	23	8,900	福祉団体、交通機関、建築団体、経済産業団体、行政、学識経験者	2年間 H24.9.3 ~ H26.9.2	2回程度	1回 H24.10.16
42	福祉	障がい福祉課	鳥取県地域自立支援協議会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第65条の15で定められた県の区域内における相談支援の体制に関する協議、園域で解決できなかった障害福祉サービス等の県全域又は広域的な課題等についての協議調整、県障害福祉計画の推進及び進行管理の協議に関する事務	12	8	6,000	学識経験者、県、市町村代表、園域代表等	なし	運営委員会 2回 協議会 2回	運営委員会 3回 協議会 1回
43	福祉	障がい福祉課	鳥取県地域依存症対策推進委員会	薬物・アルコール等依存症患者の実態や支援に有用な地域資源の状況及び各種施策にかかる意見聴取及び意見交換に関する事務	6	5	8,900	医療関係者、福祉関係者、行政関係者、自助グループ関係者	なし	1回	1回
44	福祉	障がい福祉課	鳥取県障害福祉サービス事業所ハートフルサポート事業審査委員会	就労継続支援事業所で働く障がい者の所得(工賃)向上を目的とする	8	7	8,900	商工会議所、商工会連合会及び県産業振興機構	定めなし	3回	3回
45	福祉	障がい福祉課	体験作文等審査委員会設置要綱	共生社会を目指して、障害のある人となない人が、学校や社会生活、社会活動等の中で、相互に心のふれあいの体験を通じて学んだことや感じたこと、あるいは社会に訴えたいこと等を内容とする「心の輪を広げる体験作文」等を募集し、表彰を行うことにより、障害のある人に対する理解の促進に資することを目的として、知事表彰を行う作品の選考に関する事務	6	3	5,000	県福祉保健部、県教育委員会特別支援教育課、県社会福祉協議会、文学関係団体、デザイン関係団体、報道機関	なし (毎年度各団体から推薦された者を委員としているので、審査会当日の	1回	1回

番号	部局名	所属名	協議会等の名称	設置状況	委員状況	委員状況			開催状況		
				担任する事務 ※現在は、目的・役割・会議内容を記載していますので、附属機関条例において「担任する事務」として記載できる書きぶりに改めること	委員数	左のうちの外部委員数	謝金単価(円)	委員構成	任期 (〇年間 H〇.〇.〇 ～ H〇.〇.〇)	H25開催予定回数	H24開催実績
46	福祉	障がい福祉課	糸賀一雄氏生誕100周年記念事業検討会	鳥取市出身で戦後日本の障がい福祉の発展に貢献したことから「障がい福祉の父」と呼ばれている「糸賀一雄氏」の生誕100周年を記念した顕彰事業の内容を検討することを目的として、有識者・当事者団体や関係機関から事業に係る意見を聞き、事業内容の検討を行う。	13	5	6,000	有識者、当事者団体(県手をつなぐ育成会、障がい者支援施設もみの木園、県知的障害者福祉協会)、関係行政機関(県立図書館、日進小学校、鳥取東高、皆成学園、県教委特別支援教育課、県子ども発達支援課、県障がい福祉課)	平成25年6月24日～平成26年3月31日	3回	0回
47	福祉	長寿社会課	老人ホーム入所判定審査会	養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの入所調整、措置変更の調整及び入所待機者等の居宅での処遇方針に係る調査審議に関する事務	5人(その他県福祉事務所長が必要と認める者)		8,900	行政の老人福祉担当者、医師、老人福祉施設長	H23.4.21～ H25.3.31	0回	0回
48	福祉	長寿社会課	鳥取県介護保険事業支援計画及び老人福祉計画策定・推進委員会	鳥取県介護保険事業支援計画及び老人福祉計画(以下「計画」という。)の策定及び計画の推進に当たり、県民、関係団体等の幅広い参画を得てその内容を検討するとともに進捗状況の把握及び計画の円滑な進捗を図る	26	19	8,900	県民、学識経験者ほか	H23.5.24～ H26.3.31	2回	1回
49	福祉	長寿社会課	喀痰吸引等研修実施委員会	喀痰吸引等を安全に実施する知識と技能を習得するための研修の実施及び修得程度の審査に関する事務	10	10	8,900	医師、看護師	なし	1回	1回
50	福祉	長寿社会課	「支え愛」まちづくり推進プロジェクトチーム	未来づくり推進本部のうち「支え愛まちづくり推進プロジェクト」の施策検討に関する事務	25	10	8,900	学識経験者、県、市町村等	なし	1回	3回
51	福祉	子育て応援課	小児慢性特定疾患診査会	小児慢性特定疾患患者の病状が治療研究事業を受ける基準の状態かどうかの診査に関する事務	3	3	8,900	医師	なし		
52	福祉	子育て応援課	母子保健対策協議会	県や市町村が行う母子保健事業に関する専門的指導や助言等の協議に関する事務	7	7	8,900	医師、保健師、学識経験者	H24.6.29～ H26.3.31		
53	福祉	子育て応援課	子育て王国とっとり推進会議	次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第9条第1項の県行動計画の検証、策定及び進行管理に関することその他地域で子育てを応援する気運を醸成し、安心して出産し、子育てをすることができる子育て王国鳥取の実現に向けた総合的な施策の推進を図るための調査審議に関する事務	15	14	8,900	県民、児童福祉、保健医療、教育、産業、労働、市町村	2年間 (24.11.29～ 26.11.28)	1	1
54	福祉	子育て応援課	「子育て王国とっとり」ブランド発信事業委託公募型プロポーザル審査会(仮称)	「子育て王国とっとり」ブランド発信事業委託の公募型プロポーザルについて、企画提案書等を比較検討し、業務の委託先を決定するための事務	5	3	8,900	検討中		2	なし
55	福祉	子育て応援課	子育て王国とっとり条例検討懇話会(仮称)	行政、県民、事業者等が一体となり、子育て環境を総合的かつ計画的に発展させていく「子育て王国とっとり条例(仮称)」の制定にかかる検討に関する事務	20	20	8,900	学識経験者、子育て支援関係団体、子育て中の人、市町村など		3	なし
56	福祉	青少年・家庭課	鳥取県有害図書類指定審査会	青少年に有害な図書類又は閲覧等に適した年齢区分等の審査等に関する事務	6	3	8,900	司書代表、表現者代表、書店商業組合代表、少年健全育成指導員代表、県民公募	なし (県民公募委員のみ2年間 H25.6.14～ H27.6.13)	4回	3回

番号	部局名	所属名	協議会等の名称	設置状況	委員状況			開催状況			
				担任する事務 ※現在は、目的・役割・会議内容を記載していますので、附属機関条例において「担任する事務」として記載できる書きぶりに改めること	委員数	左のうちの外部委員数	謝金単価(円)	委員構成	任期 (〇年間 H〇.〇〇 ～ H〇.〇〇)	H25開催予定回数	H24開催実績
57	福祉	子ども発達支援課	鳥取県発達障がい者支援体制整備検討委員会	県内における発達障がい児(者)への支援体制の充実を図るため、市町村発達障がい者支援体制整備、家族支援体制整備等の充実に関する助言等を行う	14	5	8,900	学識経験者、療育、福祉、保健、就労、市町村、教育、NPO、親の会、発達障がい者支援センター	事業終了まで (H26.3.31を予定)	3回	3回
58	福祉	子ども発達支援課	鳥取県子どもの心の診療ネットワーク整備事業ネットワーク会議	子どもの心の問題に対応するため、医療、保健、福祉、教育関係機関と協力・連携しながら、人材育成に関する検討等を行う	9	6	8,900	学識経験者、子どもの心の診療に携わっている地域の医療関係者、福祉・保健等行政職員	(3年間) H23.6.23 ～ H26.3.31	2回	2回
59	福祉	子ども発達支援課	鳥取県重症心身障がい児・者関係医療機関会議	重症心身障がい児・者及び保護者の支援体制整備の推進に向けて、現状・課題の共通理解、各機関の機能分担及び連携、提言を行う	15	7	8,900	関係機関の長及び医師、県	(2年間) H25.4.30 ～ H27.3.31	2回	1回
60	福祉	子ども発達支援課	ペアレントメンター運営委員会	鳥取県発達障がい者支援体制整備事業実施要綱(平成22年4月1日施行)第3条第3項に記載する事項の検討、助言に関する事務	8	7	8,900	学識経験者、専門家、発達障がい者支援センター職員、ペアレントメンター・コーディネーター、ペアレントメンター	H23.7.21 ～事業終了まで	3回	2回
61	福祉	健康政策課	鳥取県がん対策推進県民会議	鳥取県がん対策推進条例(平成22年鳥取県条例第43号)第8条から第14条までの規定によるがん対策の推進を図るための調査審議に関する事務	25	13	8,900	県医師会、がん診療連携拠点病院、がん相談支援、患者・家族代表、事業者、報道関係、学校教育関係、看護協会、薬剤師会、放射線技師会、緩和ケア関係医療機関、日本対がん協会、市町村代表、県	2年 H24.4.1～ H26.3.31	3回	3回
62	福祉	健康政策課	鳥取県健康づくり文化創造推進県民会議	本県の健康づくり文化創造に関する施策にかかる具体策の検討及び取組の推進に関する事務	21	17	8,900	住民組織、教育・学術関係、民間団体、企業・労働関係、医療関係、市町村等	3年 H24.3.15 ～ H27.3.14		
63	福祉	健康政策課	心といのちを守る県民運動	自殺対策の推進に関する事務	25	13	8,900	精神保健、多重債務関係、経営関係、労働関係、学校関係、救急医療、警察、自殺予防の民間団体、自死遺族支援の民間団体、関係民間団体、報道関係、地域、職域	3年 H24.12.26 ～ H27.12.25	2回	2回
64	福祉	健康政策課	鳥取県8020運動推進協議会	生涯を通じた県民の歯科保健対策としての8020運動の具体的な施策の策定や実施に関する事務	15	10	8,900	歯科医師会、医師会、歯科衛生士会、市町村保健師協議会、栄養士会、協会けんぽ、市長会、町村会等	2年 H22.10.20 ～ H24.10.19	1回	12回
65	福祉	健康政策課	鳥取県肝炎治療認定審査会	鳥取県肝炎治療特別促進事業に係る対象患者認定審査に関する事務	3	2	8,900	専門医師	2年 H24.4.1～ H26.3.31	12回	12回
66	福祉	健康政策課	鳥取県特定疾患対策協議会	鳥取県特定疾患治療研究事業及び先天性血液凝固因子障害等治療研究事業に係る対象患者の認定審査に関する事務	9	9	8,900	専門医師	3年 H24.4.1～ H27.3.31	14回	14回

番号	部局名	所属名	協議会等の名称	設置状況	委員状況		委員状況			開催状況		
				担任する事務 ※現在は、目的・役割・会議内容を記載していますので、附属機関条例において「担任する事務」として記載できる書きぶりに改めること	委員数	左のうちの外部委員数	謝金単価(円)	委員構成	任期 ○年間 HO.O.O ~ HO.O.O	H25開催予定回数	H24開催実績	
67	福祉	健康政策課	鳥取県肝炎対策協議会	肝臓がん検診及び肝炎診療体制において、専門的な見地から検診の精度管理等に係る評価、検討等に関する事務	8	8	8,900	県医師会 鳥大医学部 県病院協会 県内検診機関 肝炎患者等 市町村	3年 H24.7.26 ~ H26.3.31	2回	2回	
68	福祉	健康政策課	鳥取県感染症対策協議会	感染症対策に係る危機管理の具体的な指針の制定、感染症情報の収集・分析、状況に応じた対応策の提言及び関係機関や県民に対する適切かつ迅速な情報提供に係る事務	16	13	8,900	大学、医師会、病院、 薬剤師会、看護協会、 獣医師会、消防、市町 村、県(保健所、衛生 環境研究所)	3年 H25.4.10 ~ H28.3.31	1回	0回	
69	福祉	健康政策課	鳥取県地域がん登録あり方検討ワーキンググループ	全国的に登録項目等の標準化が進む中、鳥取県の今後の地域がん登録のあり方について関係機関との協議に関する事務	11	6	8,900	鳥取大学、県医師会、 県	なし		4	1
70	福祉	健康政策課	がん医療対策推進検討事業審査会	今後のがん対策施策の参考となる効果的な取組みを実施する事業参加希望者からの申請内容等について、有効性、将来性等の事前審査に関する事務	3	未定	8,900	未定	1年間 (決裁日 ~ H26.3.31)	1	-	
71	福祉	健康政策課	子供のころからのがん予防教育推進部会	子供へのがん予防教育を推進させるため、県内すべての中・高校でがん教育を継続実施するための方策や効果的な子供用教材について検討する事務	10	6	8,900	がん対策推進アドバ イザー、教育関係者、 医師会、県	1年間 (決裁日 ~ H26.3.31)		4	-
72	福祉	健康政策課	受診率向上総合啓発プロポーザル審査会	がん検診の重要性及び有効性に関する情報を発信し、未受診者の掘り起こしによるがん検診受診率向上を図る業者選定に関する業務	4	2	8,900	ピンクリボンフェスタ実 行委員会、広報連絡 協議会、県	1年間 (決裁日 ~ H26.3.31)	1	-	
73	福祉	健康政策課	健康を支える食文化専門会議	健康づくり文化創造の中で栄養・食生活に関する施策の具体策の検討及び取組の推進に関する事務	12	12	8,900	住民組織、教育・学術 関係、民間団体、市町 村等	なし		2	4
74	福祉	健康政策課	食育推進活動知事表彰選考委員会	食育推進活動知事表彰の被表彰候補者の選考に関する事務	7	3	8,900	有識者、県	なし		1	-
75	福祉	健康政策課	健口食育プロジェクト事業検討会	鳥取県健口食育プロジェクト事業実施要領に基づき、県民の口腔機能知識の普及、体制整備に関する検討に係る事務	8	8	8,900	歯科医師会、歯科衛 生士会、言語聴覚士 会、子ども家庭育み協 会、栄養士会、食生活 改善推進員連絡協議 会	開催日の み		1	6
76	福祉	健康政策課	親子のよい歯のコンクール審査会	鳥取県親子のよい歯のコンクール知事表彰実施要綱に基づき、被表彰者を審査・選出し、知事表彰を行う事務	3	3	8,900	歯科医師	審査日の み		1	3
77	福祉	健康政策課	高齢者のよい歯のコンクール審査会	鳥取県高齢者のよい歯のコンクール知事表彰実施要綱に基づき、被表彰者を審査・選出し、知事表彰を行う事務	3	3	8,900	歯科医師	審査日の み		1	3

番号	部局名	所属名	協議会等の名称	設置状況	委員状況		委員状況			開催状況		
				担任する事務 ※現在は、目的・役割・会議内容を記載していますので、附属機関条例において「担任する事務」として記載できる書きぶりに改めること	委員数	左のうちの外部委員数	謝金単価(円)	委員構成	任期 (〇年間 H〇.〇.〇 ～ H〇.〇.〇)	H25開催予定回数	H24開催実績	
78	福祉	健康政策課	新型インフルエンザ医療対策協議会	新型インフルエンザ発生時における医療提供体制について、県全体の整備調整と関係機関の連携の構築を図る事務	15	13	8,900	医師会、薬剤師会、看護協会、病院協会、広域消防、医療機関、県	なし		1	-
79	福祉	医療政策課	鳥取県地域医療対策協議会	医療法(昭和23年法律第205号)第30条の12第1項の規定に基づき、県内における医療従事者の確保及びその他必要とされる医療の確保に係る協議に関する事務	16	14	9,900	病院、診療に関する学識経験者の団体、医療従事者の養成に係る機関、社会医療法人、国立病院機構、地域の医療関係団体、市町村、地域住民を代表する団体	H23.1.28 ～ H25.1.27			
80	福祉	医療政策課	鳥取県地域医療支援センター運営委員会	地域医療を担う医師のキャリア形成支援や医師不足病院の支援等、医師確保対策を総合的に推進する鳥取県地域医療支援センターの運営方針及び業務内容等の検討に関する事務	14	13	8,900	大学、医療機関、関係団体、市町村等	2年間		1	0
81	福祉	医療指導課	鳥取県医療安全推進協議会	医療法(昭和23年7月30日法律第205号)第6条の11の規定に基づき設置した鳥取県医療安全支援センターに関する運営方針、業務内容の検討等に関する事務	10	10	8,900	医療を提供する側、医療を受ける側、学識経験者等	2年			
82	福祉	医療指導課	鳥取県薬物乱用対策推進本部	麻薬、覚せい剤等の乱用対策総合的な施策の推進に関する事務	17	14	8,900	県教委、県警本部、中国四国厚生局麻薬取締部、鳥取労働局、医師会、薬剤師会	なし	2回	0回	
83	福祉	医療指導課	鳥取県インフルエンザワクチン対策委員会	インフルエンザワクチンの安定供給対策等の検討及び県内ワクチンの過不足の状況を踏まえた融通等の調整に関する事務	8	3	8,900	医師会、病院協会、医薬品卸業者協会、行政担当	なし	3回	3回	
84	福祉	皆成学園	給食調理業務委託業者選定プロポーザル審査会	給食調理業務委託及び付随する業務の委託に係る公募型プロポーザル方式の企画提案について審査等を行うを目的とする(委託に係る仕様書等について協議及び企画提案の評価基準の決定事務)	8	4	8,900	保護者、PTAの代表者等	1年間	3回	0回	
85	福祉	総合療育センター	鳥取県立総合療育センター電子カルテシステム導入業務委託評価審査会(仮) ※H25年度中(7月頃)に設置予定	鳥取県立総合療育センター電子カルテシステム導入業務委託業者の選定に係る仕様書、選定基準等の検討や入札業者の審査に関する事務	6	2	未定 (8,900円/日を予定)	学識経験者、県	未定(H25年度中)	2回	0回	
86	福祉	総合療育センター	鳥取県立総合療育センター医事業務委託評価審査会(仮) ※H25.9補正要求予定(同補正後H25年度中に設置予定)	鳥取県立総合療育センター医事業務委託業者の選定に係る仕様書、選定基準等の検討や入札業者の審査に関する事務	5	2	未定 (8,900円/日を予定)	学識経験者、県	未定(H25年度中)	2回	0回	
87	福祉	医療政策課	専門研修医師支援事業支援対象医師選考委員会	専門研修医師支援事業支援対象医師の選考に関する事務	3	0~3	6,000	県、学識経験者	なし		1	1
88	福祉	医療政策課	次世代医師海外留学支援事業支援対象医師選考委員会	次世代医師海外留学支援事業支援対象医師の選考に関する事務	3	0~3	6,000	県、学識経験者	なし		1	0
89	生活	環境立県推進課	鳥取県環境教育行動計画検討会(仮称)	本県の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画の作成及び県の環境教育施策に関して意見聴取を行う	未定	未定	8,900	県、県教委、学校教育関係者(市町村教委、教諭等3名程度)、関係する県民、学識経験者等(6名程度、公募)	任命 H26.3.31	3回程度(予定)		-

番号	部局名	所属名	協議会等の名称	設置状況	委員状況		委員状況			開催状況	
				担任する事務 ※現在は、目的・役割・会議内容を記載していますので、附属機関条例において「担任する事務」として記載できる書きぶりに改めること	委員数	左のうちの外部委員数	謝金単価(円)	委員構成	任期 ○年間 HO.O.O ~ HO.O.O	H25開催予定回数	H24開催実績
90	生活	環境立 環境推進課	グリーンウェイブ推進 チーム エネルギーシフトプロジェ クトチーム	豊かな自然と調和した再生可能エネル ギーへのエネルギーシフトの取り組みの 促進による環境イニシアティブの実現を目 的とする	12	12	8,900	エネルギー供給事業 者、創エネ関係者、学 術機関、行政機関	1年間 (H25.5.2 ~ H26.3.31)	4回	0回
91	生活	水・大 気環境課	鳥取県放射能調査専門 家会議	日本原子力研究開発機構人形環境技 術センターに係る核原料物質鉱山たい積 場及び周辺地域の環境放射能等につい て鳥取県及びセンターが実施する調査測 定を踏まえた県への指導、助言等に関す る事務	4	4	8,900	環境衛生学、放射線 衛生学、生物環境化 学、放射線安全学	なし	2回	1回
92	生活	水・大 気環境課	湖山池環境モニタリング 委員会	湖山池の高塩分移行後の水質や各種 植物群の変化等に関し、必要なモニタリ ング手法の検討等に対する意見及び助言 に関する事務	10	10	7,000	水質全般 生態系全般	H24.09.18 ~ H26.03.31	3回	3回
93	生活	衛生環 境研究所	衛生環境研究所調査研 究外部評価にアリング	衛生環境研究所が行う全ての調査研究課 題に対して、研究の必要性、成果、実用化 等の観点で実施する有識者による外部評 価に関する事務	7	7	8,900	【専門家】 公衆衛生、食品衛生、 大気・水質全般、廃棄 物 【県民代表】 消費者団体、環境全 般	承認日~ 年度末	1回	1回
94	生活	景観ま ちづくり課	米子駅前通り土地区画 整理事業評価委員会	米子駅前通り土地区画整理事業に係る土 地の評価について審議する	3	3	8,900	学識経験者	3年間	1	0
95	生活	緑豊かな自然 課	イノシシ保護管理検討会	イノシシ保護管理計画の作成、計画の達 成状況の点検及び評価に関する事務	7	4	8,900	学識経験者、市町村、 農業団体、狩猟団体、 自然保護団体、地域 住民	任期無し H12~	1回	1回
96	生活	緑豊かな自然 課	ツキノワグマ保護管理検 討会	ツキノワグマ保護管理計画の作成、計画 の達成状況の点検及び評価に関する事務	8	6	8,900	学識経験者、市町村、 農業団体、狩猟団体、 自然保護団体、地域 住民	任期無し H18~	1回	1回
97	生活	緑豊かな自然 課	ニホンジカ保護管理検討 会	ニホンジカ保護管理計画の作成、計画の 達成状況の点検及び評価に関する事務	9	5	8,900	学識経験者、市町村、 農業団体、狩猟団 体、自然保護団体、地 域住民	任期無し H21~	1回	1回
98	生活	緑豊かな自然 課	鳥取県外来種検討委員 会	県内に生息する外来種の現状把握、防 除・駆除方法の検討及び手引きの作成等 による外来種対策の検討に関する事務	11	7	8,900	学識経験者	2年間	1回	0回
99	生活	緑豊かな自然 課	グリーンウェイブ推進 チーム 緑豊かな暮らし創造PT	緑をテーマとした大型催事(植樹祭、都市 緑化フェア、エコツーリズム国際大会等) を通して、とどりの緑豊かな自然環境を 保全・活用した地域づくりの取組を全国に 向けて情報発信していくとともに、緑や緑 化、エコなどの取組を観光振興・産業振興 などにつなげるための施策や事業の検討 を行う	6	5	8,900	観光事業者、メディア 事業者、観光・定住関 係機関、行政機関	1年間 (H25.5.2 ~ H26.3.31)	4回	0回
100	生活	くらしの安心 推進課	食の安全推進会議	県民の健康の向上に向けた食品の安全 性の確保を目的として、施策へ反映させ るための意見交換等に関する事務	12	12	8,900	学識経験者、生産者、 食品販売・製造業者、 消費者	2年 H24.1.1~ H25.12.31	3回	3回
101	生活	くらしの安心 推進課	鳥取県動物愛護推進協 議会	動物の愛護と適正な飼養の推進を図り、 人と動物が安全かつ快適に暮らせる生活 環境づくりを目的として、施策へ反映さ せるための意見交換等に関する事務	15名程 度	15名程 度 (全委 員)	8,900	動物愛護関係公益法 人、獣医師団体、動物 取扱業者、学識経験 者、行政関係者等 (※現在、任期切れの ため委員名簿なし)	2年間 (H25.8頃 に委員委 嘱予定)	3回	0回
102	商工	商工政 策課	鳥取県雇用創造1万人推 進会議	県が策定する「雇用創造1万人プロジェ クト」の検討に向けた県に対する助言、各種 雇用創造施策への協力等に関する業 務	37	35	8,900	経済団体等、農林水 産関係団体、観光関 係団体、医療・福祉関 係団体、教育機関等、 その他関係団体、行 政機関の代表者	定めてい ない (H27.3.31 まで?)	2回	1回

番号	部局名	所属名	協議会等の名称	設置状況	委員状況		委員状況			開催状況	
				担任する事務 ※現在は、目的・役割・会議内容を記載していますので、附属機関条例において「担任する事務」として記載できる書きぶりに改めること	委員数	左のうちの外部委員数	謝金単価(円)	委員構成	任期 (〇年間 H〇.〇.〇 ～ H〇.〇.〇)	H25開催予定回数	H24開催実績
103	商工	商工政策課	鳥取県経済成長戦略会議	県内経済が抱える課題等を把握・分析するとともに、本県の特長を活かした今後の具体的取組・方向性の提言に関する業務	10	9	9,900	企業経営層、大学教授、知事	その都度	2回	1回
104	商工	商工政策課	経済・雇用振興キャビネット	県内産業界における業種・業態特有の課題や外部環境等の変化に即した課題等についての問題提起や課題解決に向けた施策提言に関する業務	30人程度	30人程度	8,900	県内企業経営者	1年間 (～ H26.3.31)	15回	6回
105	商工	商工政策課	食の安全・安心プロジェクト推進事業補助金審査会	食の安全・安心プロジェクト推進事業補助金交付要綱(平成23年10月13日施行)第4条の補助金を交付するにあたって行う補助事業計画の審査に関する事務	2	1	8,900	職員開発研究所所長・次長	1年間 (～ H26.3.31)	3回	2回
106	商工	商工政策課	素形材産業高度化総合支援事業費補助金審査会	素形材産業高度化総合支援事業費補助金交付要綱(平成23年7月11日施行)第3条の補助金を交付するにあたって行う補助事業計画の審査に関する事務	4	3	8,900	産業技術センター、産業技術総合研究所、鳥取県鉄構工業会	1年間 (～ H26.3.31)	2回	0回
107	商工	商工政策課	企業BCPワーキンググループ	県内企業によるBCP策定を促進するための施策提言に関する事務	9	9	8,900	県内BCP策定済企業、商工団体、金融機関等の支援機関	定めていない	2回	2回
108	商工	経済産業総室産業振興室	鳥取県知的財産マネジメント委員会	県による知的財産権の取得及び県が保有する知的財産権の活用等に係る必要な検討に関する事務	10以内 (現在は6名)	5	8,900	学識経験者、弁理士、支援機関、県部長	2年間(～ H26.3)	3回	2回
109	商工	経済産業総室産業振興室	農医連携促進協議会	農医連携事業の運営管理・評価及び農医協働連携事業化補助金の認定を行う	8	5	8,900	県、高等教育機関教員、公設試験場	H23.11.8 ～ H25.3.31		
110	商工	経済産業総室産業振興室	鳥取県建設業新分野進出事業計画審査会	鳥取県建設業新分野進出事業補助金の交付にあたり、補助事業の採択について審査することを目的とする	5(予定)	3	8,900	有識者、支援機関、公設試験場、県	年度内	2回	1回
111	商工	経済産業総室産業振興室	鳥取県建設業介護ビジネス参入支援事業補助金補助事業計画審査会	鳥取県建設業介護ビジネス参入支援事業補助金の交付にあたり、補助事業の採択について審査することを目的とする	5(予定)	1	8,900	有識者、県	年度内	2回	2回
112	商工	経済産業総室産業振興室	戦略的推進分野ICTビジネスモデル開発支援補助金評価委員会	戦略的推進分野ICT化ビジネスモデル開発支援補助金の交付にあたり、補助事業の採択について、適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする	6(予定)	4	8,900	学識経験者、有識者、関係行政官庁職員、県	年度内	2回	2回
113	商工	経済産業総室産業振興室	オープンデータ活用アイデア検討会(仮称)	ICTベンチャー等県内企業の成長及び新産業創出を図るため、「オープンデータ」活用推進の仕組みを検討する事務	10名程度	8名程度	8,900	学識経験者、有識者、IT企業者、公設試験場、県	1年間	3回	0回

番号	部局名	所属名	協議会等の名称	設置状況	委員状況		委員状況			開催状況	
				担任する事務 ※現在は、目的・役割・会議内容を記載していますので、附属機関条例において「担任する事務」として記載できる書きぶりに改めること	委員数	左のうちの外部委員数	謝金単価(円)	委員構成	任期 ○年間 HO.O.O ~ HO.O.O	H25開催予定回数	H24開催実績
114	商工	経済産業総室産業振興室	ビッグデータ活用アイデア検討会(仮称)	ICTベンチャー等県内企業の成長及び新産業創出を図るため、「ビッグデータ」活用推進の仕組みを検討する事務	10名程度	8名程度	8,900	学識経験者、有識者、IT企業者、公設試験場、県	1年間	3回	0回
115	商工	経済産業総室産業振興室	医工連携推進プロジェクト推進委員会	県内における医療機器開発等の取組みを推進することを目的とする	7	6	8,900	学識経験者、産業界	1年間	1回	3回
116	商工	経済産業総室産業振興室	医工連携戦略プロジェクト推進委員会ワーキンググループ委員会	県内企業による医療機器開発等の取組を支援するための、鳥取大学医学部附属病院等の医療分野における医療機器等の開発ニーズと県内企業のマッチング等を行う事務	8	7	8,900	学識経験者、産業界	2年間	1回	1回
117	商工	経済産業総室産業振興室	まんがコンテンツビジネスチャレンジ補助金審査会	鳥取県まんがコンテンツビジネスチャレンジ補助金の交付にあたり、補助事業の採択について適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする	5	4	8,900	学識経験者、民間有識者、関係行政官庁職員、県職員等	1年間	1回	2回
118	商工	経済産業総室産業振興室	経営革新計画承認審査会	経営革新計画の承認及び経営革新支援補助金の採択にあたり、厳正、公正かつ迅速に審査を行うことを目的とする	6	3	8,900	支援機関、公設試験場、金融機関、県	年度内	12回	8回
119	商工	経済産業総室産業振興室	鳥取県雇用維持企業再構築研究開発補助金評価委員会	鳥取県雇用維持企業再構築研究開発補助金の交付にあたり、補助事業の採択について、適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする	4(予定)	2	8,900	学識経験者、公設試験場、県	年度内	2回	2回
120	商工	経済産業総室産業振興室	鳥取県トライアル発注対象製品等選定会議	鳥取県バック・アップ型トライアル発注制度の実施にあたり、本制度の対象となる製品等の選定等に関する事務	4	2	8,900	支援機関、公設試験場、県	年度内	3回	3回
121	商工	経済産業総室産業振興室	ものづくり事業化有識者委員会	ものづくり事業化応援補助金(事業化実現支援型)の採択に当たっての審査を行う	6	4	8,900	支援機関、公設試験場、学識経験者、県	年度内	4回	4回
122	商工	経済産業総室産業振興室	経営革新大賞表彰審査委員会	経営革新計画を実施した県内中小企業のうち、経営の向上が顕著であり他の模範となる企業に対する知事表彰の被表彰候補者の選考に関する事務	9	7	8,900	支援機関、公設試験場、学識経験者、中国経産局、県	年度内	1回	1回
123	商工	立地戦略課	鳥取県グリーン商品認定審査会	鳥取県認定グリーン商品の認定審査、認定要件及び認定の取消し等に関する事務	15	5	8,900	学識経験者等、支援機関(産業技術センター、建設技術センター)、県	H23.7.11 ~ H25.3.31		



番号	部局名	所属名	協議会等の名称	設置状況	委員状況		委員状況			開催状況	
				担任する事務 ※現在は、目的・役割・会議内容を記載していますので、附属機関条例において「担任する事務」として記載できる書きぶりに改めること	委員数	左のうちの外部委員数	謝金単価(円)	委員構成	任期 (〇年間 H〇.O.O ~ H〇.O.O)	H25開催予定回数	H24開催実績
124	商工	立地戦略課	鳥取県環境対策設備導入促進補助事業審査会	中小企業等が環境対策に取り組む上で必要となる県内の施設における設備の設置又は改善に対して助成することにより、地球温暖化対策を推進するとともに企業競争力の強化を促進することを目的とする。※鳥取県環境対策設備導入促進補助要綱(平成21年6月30日施行)第3条の補助金を交付するにあたって行う補助事業計画の審査に関する事務	5	3	8,900	専門分野の学識経験者	1日	1回	1回
125	商工	立地戦略課	鳥取県リサイクル技術・製品実用化事業補助金審査会	補助事業の採択の決定を目的とする ※鳥取県リサイクル技術・製品実用化事業補助金交付要綱(平成18年6月6日施行)第4条の補助金を交付するにあたって行う補助事業計画の審査に関する事務	8	3	8,900	学識経験者、試験研究機関等、県等	1日	1回	2回
126	商工	立地戦略課	鳥取県リサイクルビジネスモデル支援事業補助金審査会	補助事業の採択の決定を目的とする ※鳥取県リサイクルビジネスモデル支援事業補助金交付要綱(平成23年1月1日施行)第4条の補助金を交付するにあたって行う補助事業計画の審査に関する事務	5	3	8,900	学識経験者、試験研究機関、県等	1日	1回	1回
127	商工	雇用人材総室	技能者表彰候補者選考委員会	卓越した技能者、優れた技能者及び高度熟練技能者被表彰者の選考に関する事務	4	4	5,050	学識経験者 ※平成25年度委員は回答日現在で未定。 平成24年度委員は次のとおり (地独)産業技術センター機械素材研究所所長、鳥取県職業能力開発協会専務理事、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構鳥取センター所長、技能士会連合会会長	1年間 (委嘱の日から平成26年3月31日まで)	2回	2回
128	商工	産業人材育成センター倉吉校	鳥取県立産業人材育成センターコンピュータ制御科運営推進協議会	地域ニーズに応じた職業訓練の効果的な実施に向けて、各種訓練別に関する企業・団体等との連携等の強化に関する事務	10	9	5,000	企業、団体の関係者、産業人材育成センター校長	2年間 H24.4.1~ H26.3.31	2回	1回
129	商工	産業人材育成センター倉吉校	鳥取県立産業人材育成センター木造建築科運営推進協議会	地域ニーズに応じた職業訓練の効果的な実施に向けて、各種訓練別に関する企業・団体等との連携等の強化に関する事務	14	13	5,000	企業、団体の関係者、産業人材育成センター校長	2年間 H24.4.1~ H26.3.31	2回	1回
130	商工	産業人材育成センター倉吉校	鳥取県立産業人材育成センター土木システム科運営推進協議会	地域ニーズに応じた職業訓練の効果的な実施に向けて、各種訓練別に関する企業・団体等との連携等の強化に関する事務	12	11	5,000	企業、団体の関係者、産業人材育成センター校長	2年間 H24.4.1~ H26.3.31	2回	1回
131	商工	産業人材育成センター倉吉校	鳥取県立産業人材育成センター総合実務科運営推進協議会	地域ニーズに応じた職業訓練の効果的な実施に向けて、各種訓練別に関する企業・団体等との連携等の強化に関する事務	8	7	5,000	企業、団体の関係者、産業人材育成センター校長	2年間 H24.4.1~ H26.3.31	2回	1回
132	商工	産業人材育成センター米子校	鳥取県立産業人材育成センターデザイン科運営推進協議会	地域ニーズに応じた職業訓練の効果的な実施に向けて、各種訓練別に関する企業・団体等との連携等の強化に関する事務	9	9	5,000	デザイン業界経営者等	H24.2.1~ H26.1.31	1回	1回
133	商工	産業人材育成センター米子校	鳥取県立産業人材育成センター自動車整備科運営推進協議会	地域ニーズに応じた職業訓練の効果的な実施に向けて、各種訓練別に関する企業・団体等との連携等の強化に関する事務	12	12	5,000	自動車業界経営者等	H24.2.1~ H26.1.31	1回	1回
134	商工	産業人材育成センター米子校	鳥取県立産業人材育成センター設計・インテリア科運営推進協議会	地域ニーズに応じた職業訓練の効果的な実施に向けて、各種訓練別に関する企業・団体等との連携等の強化に関する事務	8	8	5,000	設計インテリア業界経営者等	H24.2.1~ H26.1.31	1回	1回

番号	部局名	所属名	協議会等の名称	設置状況	委員状況		委員状況			開催状況	
				担任する事務 ※現在は、目的・役割・会議内容を記載していますので、附属機関条例において「担任する事務」として記載できる書きぶりに改めること	委員数	左のうちの外部委員数	謝金単価(円)	委員構成	任期 ○年間 HO.O.O - HO.O.O	H25開催予定回数	H24開催実績
135	商工	市場開拓課	鳥取県農産物ブランド化女子会	鳥取県農水産物のブランド化推進に向けた女性の視点での施策反映を目的とした意見や提案のとりまとめに関する事務	8	5	8,900	県内高等教育機関、マスコミ、旅館業、野菜ソムリエ	なし	4回	5回
136	商工	市場開拓課	鳥取県伝統工芸認定委員会	鳥取県郷土工芸品又は郷土民芸品の指定及び認定等に係る調査審議に関する事務	2名以上	場合による	8,900	関係業界及び学識経験者	なし	3回	0回
137	商工	食のみやこ推進課	鳥取県ふるさと認証食品協議会	鳥取県内で製造された加工食品の認証審査、認証基準の検討及び認証制度の普及に関する事務	11	9	4,000	消費者、小売業者、卸売業者、食品加工業者、生産者、関係行政機関	なし	3回	3回
138	商工	食のみやこ推進課	とっとり県産品利用促進協議会	県産品の普及、情報発信及び登録制度等に関する事務	7	6	4,000	商工関係団体(産業振興機構、産業技術センター、商工会連合会、商工会議所連合会)、学識経験者、消費者団体、関係行政機関	1年間 (H25.5.1 ~ H26.3.31)	2回	0回
139	商工	食のみやこ推進課	食のみやこ鳥取県づくり支援交付金事業審査会	食のみやこ鳥取県づくり支援交付金交付要綱(平成22年3月31日施行)第3条の補助金を交付するにあたって行う補助事業計画の審査に関する事務	6	3	8,900	県民、商工関係団体、学識経験者、関係行政機関	1年間 (H25.5.1 ~ H26.3.31)	2回	2回
140	商工	食のみやこ推進課	「食のみやこ鳥取県」特産品コンクール	「食のみやこ鳥取県」特産品コンクール受賞商品を決定するに当たって行う審査に関する事務	9	7	8,900	県民、商工関係団体、学識経験者、関係行政機関	1年間 (H25.5.1 ~ H26.3.31)	1回	1回
141	商工	食のみやこ推進課	加工品ステップアップ支援事業採択事業決定審査会	加工品ステップアップ支援事業費補助金交付要綱(平成22年4月1日施行)の補助金を交付するにあたって行う補助事業計画の審査に関する事務	5	2	4,000	食品加工の学識経験者	1年間 (H25.5.1 ~ H26.3.31)	4回	1回
142	農林	農政課	がんばる地域プラン審査会	がんばる地域プラン事業における基本計画の採択先の決定及びプラン認定の適否を決定する	6	3	8,900	学識経験者、県…	3年	年3回(必要に応じて追加)	4回
143	農林	農業大学校	農業大学校外部評価委員会	農業大学校の運営改善に資するための取組達成状況について、意見交換等を通じた評価の実施に関する事務	5	5	8,900	修農会(卒業生)、学識経験者	1年以内	2回	2回
144	農林	経営支援課	就農準備型研修機関認定審査会	青年就農給付金(準備型)の対象となる研修を実施する研修機関として必要な就農に向けた研修・支援機関の審査に関する事務	5	1	8,900	鳥取県農業協同組合中央会、農業者代表、鳥取県農業会議、(財)鳥取県農業農村担い手育成機構、経営支援課	なし	未定	1回

番号	部局名	所属名	協議会等の名称	設置状況	委員状況		委員状況			開催状況	
				担任する事務 ※現在は、目的・役割・会議内容を記載していますので、附属機関条例において「担任する事務」として記載できる書きぶりに改めること	委員数	左のうちの外部委員数	謝金単価(円)	委員構成	任期 ○年間 H.O.O.O ～ H.O.O.O	H25開催予定回数	H24開催実績
145	農林	生産振興課	鳥取県特別栽培農産物認証審査委員会	鳥取県特別栽培農産物認証要綱第6条第1項に基づく生産登録申請に関する審議及び認証業務に係る事項についての知事に対する意見の具申に関する事務	5	3	8,900	学識経験者、消費者代表、生産者代表、県	2年 (H23.10.9 ～ H25.10.8)	4回	4回開催 H24. 6.27 H24. 9.20 H24.12.21 H25. 3.22
146	農林	生産振興課	鳥取県有機・特別栽培農産物推進協議会	有機・特別栽培農産物栽培を推進するため、生産から流通、販売、消費に関する具体的な施策についての知事に対する意見の具申に関する事務	8	7	8,900	学識経験者、消費者代表、流通関係者、生産者代表、有機農産物生産行程管理者、有機加工食品生産行程管理者、農業団体、県	なし	必要に応じて開催	
147	農林	生産振興課	鳥取県有機農産物等判定委員会	農林物資の規格及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175条)第14条第2項の規定に基づく申請に対する認定の可否及び鳥取県有機農産物等認定業務規程第34条に基づく調査結果に対し認定を継続することの可否並びにその他認定業務に係る事項についての知事に対する意見の具申に関する事務	5	4	8,900	学識経験者、消費者代表、流通関係者、生産者代表、県	2年 (H24.11.18 ～ H26.11.17)	4回	4回開催 H24. 6.27 H24. 9.20 H24.12.21 H25. 3.22
148	農林	生産振興課	鳥取県主要農作物奨励品種改廃協議会	鳥取県主要農作物奨励品種改廃協議会設置運営要綱(平成7年2月9日制定)第4の規定による奨励品種の改廃及び改廃基準、奨励品種決定調査に供する品種及び方法に関すること等について協議する事務	11	1	5,100	学識経験者、農業団体、県	なし	必要に応じて開催	(文書協議)
149	農林	生産振興課	鳥取県埋設農薬対策専門家会議	埋設農薬の安全性が確保できる方策について、専門家の知見に基づき意見する事務	7	7	8,900	学識経験者	なし	必要に応じて開催	2回 ※会議形式ではない
150	農林	生産振興課	鳥取県有機農産物等認定業務公平性委員会	鳥取県有機農産物等認定業務規程第39条第2項に基づき、鳥取県の認定業務等の公平性に係る審議及び認定業務に係る事項についての知事に対する意見の具申に関する事務	7	6	8,900	学識経験者、流通関係者、消費者、農業団体、有機認定事業者、県	なし	1	
151	農林	農地・水保全課	みんなで取り組む農業農村保全活動推進委員会	「中山間地域等直接支払制度」における知事特認地域の指定基準等の審査・検討、「農地・水保全管理支払交付金」及び「中山間ふるさと水と土保全対策事業」の実施状況等の点検、評価等に関する事務	5	5	8,900	農業代表者、消費者代表、マスコミ、学識経験者	H24.2.14 ～ H27.3.31	1回	1回
152	農林	農地・水保全課	鳥取県農山村ボランティア事務局運営業務受託者選考委員会	委員会では、次に掲げる応募者からの提出書類等を審査し、受託団体の選考を行う ①応募者の業務活動計画書、定款等 ②事務局運営に係るプレゼンテーション	5	3	8,900	市民活動センター、TORC、マスコミなど	開催時に任命	1回	1回
153	農林	農地・水保全課	鳥取県農業農村整備事業の環境配慮に係る意見交換会	農業農村整備事業が環境へ及ぼす影響、保全すべき環境要素及び環境への配慮方法等に係る検討や意見交換に関する事務	6	6	8,900	学識経験者、農業工学にかかわる学識経験者、指導農業者、農村居住者など	3年間 H22.12.10 ～ H25.12.10	2回	2回 [現地1回含む]
154	農林	林政企画課	林業普及指導事業外部評価検討会	林業普及事業の活動成果を今後の普及計画に活かし、活動に適切に反映するための評価検討に関する事務	11	9	8,900	学識経験者、県、市町村、森林組合、木材業、素材生産業、椎茸、林家	H24.10.11 ～ H25.10.10	1回	1回
155	農林	森林づくり推進課	鳥取県森林環境保全税関連事業評価委員会	鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)第53条の21の森林環境保全税を用いて行う事業の推進を図るための調査審議に関する事務	10	10	8,900	学識経験者、法人代表者、農林業者、会社員、税理士、個人事業主	H25.6.17 ～ H27.3.31	4～5回	5回

番号	部局名	所属名	協議会等の名称	設置状況	委員状況			開催状況			
				担任する事務 ※現在は、目的・役割・会議内容を記載していますので、附属機関条例において「担任する事務」として記載できる書きぶりに改めること	委員数	左のうちの外部委員数	謝金単価(円)	委員構成	任期 (〇年間 H〇.〇.〇 ~ H〇.〇.〇)	H25開催予定回数	H24開催実績
156	農林	畜産課	鳥取県和牛改良委員会	鳥取県の和牛改良方針に向けた提言の検討に関する事務	13	6	8,900	学識経験者、農家代表者、農協畜産課長等	なし	1回	0回
157	農林	畜産課	和牛再生ステップアップ協議会(やらいや和牛プロジェクト)	鳥取県の和牛振興に向けた和牛ビジョンの策定及び実現に係る協議に関する事務	21	8	3,000	農家代表、農協畜産課長、畜産試験場長等	なし	2回	2回
158	農林	農林総合研究所企画総務課	農林水産部試験研究機関の試験研究に係る外部評価委員会	農林水産部試験研究機関の試験研究に係る外部評価実施要綱(平成20年6月10日施行)第1条の目的を実施するための評価に関する事務	11	11	8,900	学識経験者、流通・経済業界者、消費者及び生産者等	3年間 H23.6.23 ~ H26.6.22	2回	(第1回) H24.8.3 (第2回) H25.1.28
159	農林	農林総合研究所企画総務課	温暖化対応研究会	地球温暖化による農林作物への影響や対策について検討し、回避方法の策定に関する事務	12	3	8,900	大学、県	3年間 (H25.3.12 ~ H28.3.31)	3回	1回
160	農林	農林総合研究所企画総務課	試験場課題検討会	試験研究機関の実施する研究課題の審査に関する事務	298 (20部会)	223 (20部会)	4,000	県、農業者、農業者	なし	21回	21回
161	農林	農林総合研究所畜産試験場	鳥取県和牛産肉能力検定委員会	種雄牛選定における種雄牛等の選定の意見の取りまとめに関する事務	17	9	5,000	畜産関係機関、農協、生産者等 ※委員の中に県は1名で後は外部。ただし、謝金の支払いがあるものが9名。	2年間 H24.4.12 ~ H26.3.31	6回	5回
162	農林	水産課	中海及び境水道における漁業に関する鳥取・島根両県協議会	中海及び境水道に関する以下の事項について協議する ①許可漁業及び自由漁業の取扱いに関すること ②漁業の振興及び適切な漁業管理方法に関すること ③その他協定書に規定すること	26(うち 島根県 13)	16(鳥取 8、島根 8)	8,900	中海・境水道の漁業者、試験研究機関、行政担当者	H24.8.9~ H26.3.31		
163	農林	水産課	鳥取県・島根県漁業者協議会	中海、境水道、美保湾及び周辺海域における鳥取県・島根県の漁業が円滑に行われるため両県関係漁業者の意見の集約、調整を行う	44(うち 島根県 22)	22	8,900	中海・境水道・美保湾及び周辺海域の漁業者	なし		
164	農林	水産課	鳥取県栽培漁業推進協議会	鳥取県栽培漁業基本計画の策定に係る協議に関する事務	12	12	8,900	漁業者及び漁業関係者、消費関係者、学識経験者	就任から 1年間		
165	県土	技術企画課	新技術等実現化調査検討事業外部検討委員会	社会資本整備を推進するにあたり、現状の課題を解決するために選定した新技術・新工法について、その有効性、実現性を多角的・客観的視点から事前評価・選別する事務	7	6	8,900	学識経験者、民間、土木関係者	1年間 H25.4.9 ~ H26.3.31	2回	2回
166	県土	技術企画課	コンクリート耐久性等の品質向上検討委員会	コンクリート構造物の品質の向上や耐久性の向上に係る関係事業者の役割分担の明確化、連携強化等を踏まえたマニュアルの作成に関する事務	7	2	8,900	学識経験者、設計、生コン製造、施工、調査	なし	2回	2回

番号	部局名	所属名	協議会等の名称	設置状況	委員状況		委員状況			開催状況	
				担任する事務 ※現在は、目的・役割・会議内容を記載していますので、附属機関条例において「担任する事務」として記載できる書きぶりに改めること	委員数	左のうちの外部委員数	謝金単価(円)	委員構成	任期 ○年間 HO.O.O ~ HO.O.O	H25開催予定回数	H24開催実績
167	県土	技術企画課	鳥取県公共事業アドバイザー協議会	公共事業の計画、設計・施工及び公共施設の維持管理上の様々な問題に対する対処方針の審議に関する事務	5	5	8,900	鳥取大学教授	なし	0回	0回
168	県土	技術企画課	鳥取沿岸の砂浜海岸復元・港内堆砂抑制に向けた技術検討委員会	鳥取県の美しい砂浜海岸を保全・回復させるため、地域特性に適合した恒久的サンドリサイクルシステム(構造物を設置しないで土砂の流れの連続性を確保するシステム)の導入に向けた審議に関する事務	7	4	8,900	学識経験者、環境関係行政機関、地元代表(市町村)	H24.11.7 ~ H26.3.31	2回	1回
169	県土	河川課	河川委員会	県管理河川における河川法(昭和39年法律第167号)第16条第1項の河川整備基本方針及び第16条の2第1項の河川整備計画の策定及び変更に係る調査審議に関する事務	9	7	8,900	学識経験者(治水、魚類、植物、環境等)	H24.3.1 ~ H27.2.28	4回	1回
170	県土	河川課	鳥取県東部沿岸土砂管理協議会	各管理者の連携による効果的・効率的・総合的な土砂管理(サンドリサイクル等)の実施及び情報交換等の調整に関する事務	10	2	8,900	学識経験者、国、県、市町村	H25.3.1 ~ H27.2.28	2回	1回
171	県土	河川課	鳥取県中部沿岸土砂管理協議会	各管理者の連携による効果的・効率的・総合的な土砂管理(サンドリサイクル等)の実施及び情報交換等の調整に関する事務	10	2	8,900	学識経験者、国、県、市町村	H25.3.1 ~ H27.2.28	2回	1回
172	県土	河川課	鳥取県西部沿岸土砂管理協議会	各管理者の連携による効果的・効率的・総合的な土砂管理(サンドリサイクル等)の実施及び情報交換等の調整に関する事務	17	2	8,900	学識経験者、国、県、市町村	H25.3.1 ~ H27.2.28	2回	1回
173	県土	河川課	岩美海岸(陸上地区)侵食対策検討委員会	岩美海岸(陸上地区)の海岸保全に向けた侵食原因の究明等対策検討に関する事務	9	6	8,900	学識経験者、国、県、市町村	H24.9.11 ~ H25.3.31	2回	1回
174	県土	河川課	大路川流域治水対策協議会	大路川流域におけるハード・ソフト対策の実施に係る意見聴取に関する事務	15	14	8,900	学識経験者、国、県、市、地域関係者	H24.3.1 ~ H25.3.31	1回	2回
175	県土	治山砂防課	鳥取県土砂災害警戒情報検討委員会	土砂災害発生から住民の生命を守るため、避難勧告等の発令や自主避難を支援することを目的として、土砂災害警戒情報に必要な内容の検討に関する事務	7	5	8,900	学識経験者、国、県	H18.11.8	0回	1回
176	県土	治山砂防課	市瀬地区土砂崩落調査委員会	市瀬地区土砂崩落の原因究明及び今後の対策工法、監視体制等に係る検討に関する事務	5	5	8,900	学識経験者	再任で現在は任期なし(当初H16.10.9 ~ H17.3.31)	1回	0回
177	県土	空港港湾課	マリンプラザ21整備等検討委員会	みなとさかい交流館マリンプラザ21等の整備、運営等に係る意見交換に関する事務	13	9	8,900	県、市、商工業、自治会、観光協会、交通事業者等	H24.4.1 ~ H26.3.31	3回予定	4回
178	県土	空港港湾課	(今後設置予定)鳥取空港国際会館在り方検討委員会(仮称)	鳥取空港国際会館の在り方について調査検討を行う	未定	未定	8,900	県民、学識経験者、商工観光業者、不動産事業者、建築設計事業者、ほかを予定	未定	未定	0回
179	会計	会計指導課	鳥取県政府調達苦情検討委員会	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条に規定する特定調達契約に係る苦情を公平かつ独立した立場から検討し、関係機関への提案等を行うための調査審議に関する事務	5	5	8,900	大学教授、税理士、行政書士、弁理士、弁護士	H24.7.12 ~ H26.7.11	未定	0回

番号	部局名	所属名	協議会等の名称	設置状況	委員状況			開催状況			
				担任する事務 ※現在は、目的・役割・会議内容を記載していますので、附属機関条例において「担任する事務」として記載できる書きぶりに改めること	委員数	左のうちの外部委員数	謝金単価(円)	委員構成	任期 (〇年間 H〇.〇.〇 ～ H〇.〇.〇)	H25開催予定回数	H24開催実績
180	会計	物品契約課	物品購入等に係る指名及び入札等審査会	入札参加資格者として必要な資格の項目の審査や指名停止措置を行おうとする場合の意見聴取に関する事務	8	2	8,900	学識経験者	H22.11.24 ～ H24.11.23		
181	地域	東部振興課	鳥取県東部中山間地域振興協議会	東部地区における鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例第3条の基本方針による中山間地域振興の推進を図るための調査審議に関する事務	10	8	3,000	県民、学識経験者、市町、県	1年	未定	1回(意見交換会として実施)
182	福祉	東部福祉保健事務所	鳥取県東部地域歯科保健推進協議会	東部圏域の地域の実情に即した歯科保健の推進方策、地域の歯科保健関係者の人材育成等についての協議に関する事務	14	7	8,900	東部歯科医師会、東部歯科衛生士会、労働基準協会東部支部、子ども育み協会、学校保健会看護教諭部会、者、食生活改善推進員、連合婦人会、介護支援専門員連絡協議会、市町	2年間 H25.2.5～ H27.2.4	2回	1回
183	福祉	東部福祉保健事務所	鳥取県東部保健医療圏地域保健医療協議会	東部圏域地域保健医療計画の推進等に係る全般的な事項、専門的な事項及びその他必要な事項についての協議に関する事務	50	50	8,900	医師、歯科医師、薬剤師、看護師、食生活改善推進員、栄養士、歯科衛生士、民生児童委員、各市町、国・県の関係機関	2年間 H24.2.8～ H25.2.7	全体会1回 部会3回 (各部会1回)	全体会1回 (各部会2回)
184	福祉	東部福祉保健事務所	東部福祉保健事務所献血推進協議会	献血思想の普及、血液に対する正しい知識の啓発、円滑な献血の推進についての協議に関する事務	18	17	5,000	医師会・医療機関の代表者等、市町の献血担当課長、学校・工場・事業場の代表者等、学識経験者	2年間 H25.2.18～ H27.2.17	1回	1回
185	福祉	東部福祉保健事務所	鳥取県東部精神障がい者地域移行・地域定着支援事業推進会議	精神障がい者の社会的自立を促進するために必要な社会資源、支援体制についての協議・調整に関する事務	27	25	8,900	精神科病院、訪問看護ステーション、地域自立支援協議会、民生児童委員、当事者、市町	なし	1回	1回
186	福祉	東部福祉保健事務所	鳥取県東部圏域精神科救急医療体制整備事業連絡調整会議	東部圏域精神科救急医療システムの運営、医療救護入院のための診察・移送体制等についての検討・協議に関する事務	19	14	8,900	精神科医療機関、精神保健福祉指定医、警察署、消防局、医師会、市町	なし	1回	1回
187	福祉	東部福祉保健事務所	東部福祉保健事務所老人ホーム入所調整委員会	管内市町村及び管内老人ホームの入所調整、入所者の措置変更の調整、入所待機者等の居宅での処遇方針に係る指導・助言等についての審査に関する事務	4	3	8,900	行政の老人福祉担当者、医師、老人福祉施設長	2年間	未定	なし
188	福祉	東部福祉保健事務所	鳥取県東部圏域がん対策推進会議	東部圏域における地域に密着した医療体制、検診体制、受診率向上、地域の特性に応じたがん対策の協議による地域レベルでのがん対策推進に関する事務	10	2	8,900	東部医師会、全国健康保険協会鳥取支部、検診事業者、がん検診推進パートナー企業代表者	不定期	2回	1回
189	農林	東部農林事務所	東部農林事務所がんばる農家プラン等審査会	元気な農業者等の育成と地域農業の振興に向けた農家プラン等の認定適否についての審査に関する事務	6	5	2,600円/時間(上限8,900円)	東部消費生活モニター協議会、鳥取県東部商工会産業支援センター、鳥取商工会議所、鳥取環境大学、鳥取大学、県	1年間 H25.4.11 ～ H26.3.31	5回	5回
190	農林	東部農林事務所	東部農林事務所就農計画認定委員会	就農計画にかかる申請内容が鳥取県就農促進方針(平成19年3月6日農林水産部長通知)等に照らし適正であるか審査する事務	8	6	2,600円/時間(ただし上限8,900円)	JA、市町、市町農業委員会、農業士会、基金だし上限、県(普及所長、振興課長)	4回	5回	就農支援事業

番号	部局名	所属名	協議会等の名称	設置状況	委員状況		委員状況			開催状況	
				担任する事務 ※現在は、目的・役割・会議内容を記載していますので、附属機関条例において「担任する事務」として記載できる書きぶりに改めること	委員数	左のうちの外部委員数	謝金単価(円)	委員構成	任期 (〇年間 H〇.〇.〇 ～ H〇.〇.〇)	H25開催 予定回数	H24開催実績
191	農林	東部農林事務所	農業改良普及指導活動評価検討会	農業者及び地域のニーズに合った普及指導活動の実施に向けて、農業者の意見・要望等を聞き取り、幅広い検討を行うための事務	30	30	9900	指導農業士、学識経験者、農業団体、市町等	1回	1回	農業改良普及指導活動費
192	農林	東部農林事務所	鳥取県農業農村整備事業の環境配慮に係る意見交換会	農業農村整備事業における環境配慮に係る意見交換及び検討に関する事務	1	1	8,900	学識経験者、農業工学にかかると学識経験者、指導農業士など	2回	3回	農業農村整備事業基礎調査
193	地域	東部振興課	鳥取県八頭中山間地域振興協議会	八頭地区における鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例第3条の基本方針による中山間地域振興の推進を図るための調査審議に関する事務	10	8	3,000	県民、学識経験者、市町、県	1年	未定	3回
194	農林	東部農林事務所八頭事務所	八頭総合事務所がんばる農家プラン審査会	元気な農業者等の育成と地域農業の振興に向けた農家プランの認定の適否に関する事務	7	6	2,600円/時間	学識経験者等	H25.5.24～ H26.3.31	4回	4回
195	農林	東部農林事務所八頭事務所	八頭総合事務所6次産業化(農商工連携)プラン審査会	農林漁業者自らが生産から加工・製造・流通・販売までを主体的に取り組む6次産業化にかかるプランの認定の適否に関する事務	7	6	2,600円/時間	学識経験者等	H25.5.24～ H26.3.31	4回	4回
196	農林	東部農林事務所八頭事務所	東部農林事務所八頭事務所就農計画認定委員会	就農計画にかかる申請内容が鳥取県就業促進方針(平成19年3月6日農林水産部長通知)等に照らし適正であるか審査する事務	7	5	2,600円/時間(ただし上限8,900円)	JA、市町、市町農業委員会、農業士会、基金協会、県(普及所長、振興課長)	なし	2回	2回
197	農林	東部農林事務所八頭事務所	農業改良普及指導活動評価検討会	農業者及び地域のニーズに合った普及指導活動の実施に向けて、農業者の意見・要望等を聞き取り、幅広い検討を行うための事務	18	18	2600円/h	指導農業士、学識経験者、農業団体、市町等	なし	2回	2回
198	地域	中部総合事務所地域振興局	鳥取県中部地区中山間地域振興協議会	中部地区における鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例第3条の基本方針による中山間地域振興の推進を図るための調査審議に関する事務	17	8	3,000	県民、学識経験者、市町村、県	H24.4.1～ H25.3.31	全体3回、 部会2回	全体3回、 部会2回
199	福祉	中部総合事務所福祉保健局	鳥取県中部保健医療圏地域保健医療協議会	中部地域の地域保健医療計画の推進等に係る全般的な事項、専門的な事項及びその他必要な事項に係る協議に関する事務	49 平均12名/部会 ×4部会	33	8,900	学識経験者、医師、市町、医療・保健・健康づくり等関係団体	H24.7.1～ H26.6.30	4回	8回
200	福祉	中部総合事務所福祉保健局	鳥取県中部地域歯科保健推進協議会	歯科保健施策を効果的に推進するための協議を行うなど関係団体相互の連携を図る	15	6	8,900	歯科保健・保育・学校保健関係団体、市町	H24.7.23～ H26.3.31	2回	2回
201	福祉	中部総合事務所福祉保健局	中部総合事務所福祉保健局献血推進協議会	円滑な献血の推進並びに献血者の組織化を図るとともに、献血思想の普及等に向けた協議を行う	15	6	5,000	学識経験者、医師、民間企業、市町	H24.2.1～ H26.1.31	1回	1回
202	福祉	中部総合事務所福祉保健局	鳥取県中部保健医療圏の産科・小児科医療体制検討会	中部圏域の産科・小児科医療体制の維持・充実策を検討するため、医療関係者等から意見を聴取する	13	9	8,900	医療関係者、子育て関係者、行政機関	H24.10.23～ H26.3.31	1回	3回

番号	部局名	所属名	協議会等の名称	設置状況	委員状況		委員状況			開催状況	
				担任する事務 ※現在は、目的・役割・会議内容を記載していますので、附属機関条例において「担任する事務」として記載できる書きぶりに改めること	委員数	左のうちの外部委員数	謝金単価(円)	委員構成	任期 (〇年間 HO.O.O ~ HO.O.O)	H25開催予定回数	H24開催実績
203	福祉	中部総合事務所福祉保健局	中部福祉事務所老人ホーム入所調整委員会	管内市町村及び管内老人ホームの入所調整、入所者の措置変更の調整、入所待機者等の居宅での処遇方針に係る指導・助言等についての審査に関する事務	6人(十その他県福祉事務所長が必要と認める者)	4	医師8,900 施設長5,000	行政の老人福祉担当者、医師、老人福祉施設長	25.5.27~ H27.3.31	未定	なし
204	福祉	中部総合事務所福祉保健局	鳥取県中部地区胃がん検診推進連絡会	医療機関、職域、市町等関係者が連携してがん対策に取り組む方策の協議に関する事務	18	12	3,000	医師会、医療機関、検診機関、商工会、職域団体、住民代表	なし	2回	2回
205	福祉	中部総合事務所福祉保健局	健康キッズ支援コース中部圏域検討会	幼児が持つ「食べ方」の課題に対する具体的な支援方法の検討に関する事務	13	2	8,900	西部歯科医師会、歯科衛生士会西部支部、総合療育センター	なし	2回	2回
206	福祉	中部総合事務所福祉保健局	鳥取県中部圏域における親子のよい歯のコンクール	鳥取県親子のよい歯のコンクール知事表彰候補者の推薦に関する審査事務	2	2	8,900	歯科医師	なし	1回	1回
207	福祉	中部総合事務所福祉保健局	鳥取県中部精神障がい者地域移行推進会議	退院・退所可能な精神障がい者の社会的自立を促進するために必要な支援、体制整備の協議	25	24	8,900	医療機関、保健・福祉関係機関、当事者会、行政機関	任期はない ※委嘱はしておらず開催の都度、関係機関に出席依頼している。	1回	1回
208	福祉	中部総合事務所福祉保健局	鳥取県中部圏域精神科救急医療体制整備事業連絡調整会議	緊急な医療を必要とする精神障がい者等に対する診療応需体制の検討	14	11	8,900	精神科病院協会、医師会、警察、消防、行政機関	任期はない ※委嘱はしておらず開催の都度、関係機関に出席依頼している。	0回	0回
209	農林	中部総合事務所農林局	中部総合事務所6次産業化プラン審査会	農林漁業者自らが生産から加工・製造・流通・販売までを主体的に取り組む6次産業化にかかるプランの認定の適否に関する事務	6	4	8,900	学識経験者、商工関係者、県	H24.6.14 ~ H25.3.31		
210	農林	中部総合事務所農林局	中部総合事務所がんばる農家プラン審査会	元気な農業者等の育成と地域農業の振興に向けた農家プランの認定の適否に関する事務	5	4	8,900	学識経験者、商工関係者、県	H24.5.10 ~ H25.3.31		
211	農林	中部総合事務所農林局	中部総合事務所就農計画認定協議	就農計画にかかる申請内容が鳥取県就農促進方針(平成19年3月6日農林水産部長通知)等に照らし適正であるか審査する事務	7	1	2200円/時間	JA、市町、市町農業委員会、農業士会、基金協会、県(普及所長、振興課長)	なし		
212	農林	中部総合事務所農林局	倉吉農業改良普及所普及指導活動評価検討会	農業者及び地域のニーズに合った普及指導活動の実施に向けて、農業者の意見・要望等を聞き取り、幅広い検討を行うための事務	18	18	2600円/h	農業者等、生産部会代表者、地域代表者、市町村、農業協同組合及び学識経験者等		1回	1回
213	農林	中部総合事務所農林局	東伯農業改良普及所普及指導活動評価検討会	農業者及び地域のニーズに合った普及指導活動の実施に向けて、農業者の意見・要望等を聞き取り、幅広い検討を行うための事務	18	18	2600円/h	指導農業士、JA生産部長、各JA営農センター一長、各町農林課長		1回	1回



番号	部局名	所属名	協議会等の名称	設置状況	委員状況		委員状況			開催状況		
				担任する事務 ※現在は、目的・役割・会議内容を記載していますので、附属機関条例において「担任する事務」として記載できる書きぶりに改めること	委員数	左のうちの外部委員数	謝金単価(円)	委員構成	任期 (〇年間 H〇.〇.〇 ～ H〇.〇.〇)	H25開催 予定回数	H24開催実績	
214	地域	西部総合事務所地域振興局	鳥取県西部地区中山間地域振興協議会	西部地区における鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例第3条の基本方針による中山間地域振興の推進を図るための調査審議に関する事務	25	19	3,000	広域的自主組織等、学識経験者、県、市町村	単年度	年3回程度	1回	
215	福祉	西部総合事務所福祉保健局	鳥取県西部保健医療圏地域保健医療協議会	地域保健医療計画の推進等に必要事項の協議に関する事務	61	47	8,900	医療団体、病院市町村、消防、住民を代表する関係団体、商工業等	2年間 H24.6.1～ H26.5.31	2回	8回	
216	福祉	西部総合事務所福祉保健局	鳥取県西部地域歯科保健推進協議会	歯科保健施策を効果的な推進に必要な事項の協議に関する事務	20	5	8,900	歯科医師会、医師会、歯科衛生士会、労働基準監督署、障害者等福祉施設代表、小中学校養護教諭部会、米子市・境港市保育園長会、西部保育協議会、幼稚園長会、各市町村	2年間 H24.6.1～ H26.5.31	2回	2回	
217	福祉	西部総合事務所福祉保健局	西部総合事務所献血推進協議会	円滑な献血の推進及び献血思想の普及等に必要事項の協議に関する事務	23	13	5,000	県、市町村、病院関係者、献血協力事業所関係者、ボランティア団体関係者	2年間 H25.7.1～ H27.6.30	1回	1回	
218	福祉	西部総合事務所福祉保健局	西部福祉事務所老人ホーム入所調整委員会	管内市町村間の調整、老人ホームの入所調整、措置変更の調整に関する事務	8人(その他県福祉事務所長が必要と認める者)	6	6	医師 8,900 施設長 5,000	行政の老人福祉担当者、医師、老人福祉施設長	2年間 H25.4.26～ H27.3.31	6回	0回
219	福祉	西部総合事務所福祉保健局	西部圏域がん対策推進会議	地域と圏域が連携してがん対策に取り組む方策の協議に関する事務	テーマに応じて機関を選定する。(16機関程度)	16	8,900	西部医師会・地域産業保健センター、がん拠点病院、市町村、学識経験者、地区組織、労働基準監督署、中小企業団体、患者・家族代表、医療機関、全国健康保険協会	なし	3回	2回	
220	福祉	西部総合事務所福祉保健局	西部圏域健康キッズ支援コース西部圏域検討会	幼児が持つ「食べ方」の課題に対する具体の支援方法の検討に関する事務	20	3	8,900	西部歯科医師会、歯科衛生士会西部支部、総合療育センター	なし	2回	2回	
221	福祉	西部総合事務所福祉保健局	親子のよい歯のコンクール	鳥取県親子のよい歯のコンクール知事表彰実施要綱に基づく審査に関する事務	2	2	8,900	西部歯科医師会	なし	1回	1回	
222	農林	西部総合事務所農林局	西部総合事務所就農計画審査委員会	就農計画にかかる申請内容が鳥取県就農促進方針(平成19年3月6日農林水産部長通知)等に照らし適正であるか審査する事務	6	5	2,600円/h (8,900円/日を上限)	農林業振興課長、農協代表(営農部、信用部、女性理事)、農業士会代表	1年間 H24.5.1～ H25.3.31	4回	4回	
223	農林	西部総合事務所農林局	西部総合事務所農林関係プラン審査会	がんばる農家プラン事業実施要領(平成24年3月29日)及びとっとり発!6次産業化総合支援事業実施要領(平成23年6月24日)に基づいて申請されたプランの認定の適否を審査する事務	6	5	2,600円/h (8,900円/日を上限)	農林局長、販路開拓・農産物流通等の識者、生協・農林漁業金融公庫等の役員、中小企業診断士、その他所長が特に必要と認められた者	3年間 H24.4.19～ H26.3.31	6回	6回	
224	農林	西部総合事務所農林局	西部農業改良普及所普及指導活動評価検討会	農業者及び地域のニーズに合った普及指導活動を行うため	20人程度	20人程度	2,600円/h (8,900円/日を上限)	農業者、生産部会代表者、地域代表者、市町村、農協、学識経験者等	任期設定なし(検討会当日のみ)	1	1	
225	農林	西部総合事務所農林局	西部農業改良普及所(大山普及支所)普及指導活動評価検討会	農業者及び地域のニーズに合った普及指導活動を行うため	20人程度	20人程度	2,600円/h (8,900円/日を上限)	農業者、生産部会代表者、地域代表者、市町村、農協、学識経験者等	任期設定なし(検討会当日のみ)	1	1	

番号	部局名	所属名	協議会等の名称	設置状況	委員状況		委員状況			開催状況	
				担任する事務 ※現在は、目的・役割・会議内容を記載していますので、附属機関条例において「担任する事務」として記載できる書きぶりに改めること	委員数	左のうちの外部委員数	謝金単価(円)	委員構成	任期 (〇年間 H〇.〇.〇 ～ H〇.〇.〇)	H25開催予定回数	H24開催実績
226	地域	日野振興センター日野振興局	鳥取県日野地区中山間地域振興協議会	中山間地域の現状把握及び地域の実情にあった施策について検討する	10	5	3,000	県民、学識経験者、県、市町村	H24.9.27 ～ H25.3.31	年3回程度	会議3回、ワークショップ2回
227	農林	日野振興センター日野振興局	日野総合事務所がんばる農家プラン審査会	元気な農業者等の育成と地域農業の振興に向けた農家プランの認定の適否について審査する業務	6	5	¥8,900/日 又は ¥2,600/時 ×時間数	学識経験者、日野振興局長	1年間 H25.4.25 ～ H26.3.31	3回	4回
228	農林	日野振興センター日野振興局	西部総合事務所日野振興センターとっとり発！6次産業化推進プラン認定審査会	農林漁業者自らが生産から加工・製造・流通・販売までを主体的に取り組む6次産業化にかかるプランの認定の適否について審査する業務	6	5	¥8,900/日 又は ¥2,600/時 ×時間数	学識経験者、日野振興局長	1年間 H25.4.25 ～ H26.3.31	3回	2回
229	農林	日野振興センター日野振興局	西部総合事務所日野振興センター就農計画認定審査委員会	就農計画の適否を決定するための審査に関する事務	5	4	¥2,200/時	農林業振興課長、農業委員会長、指導農業士、農協信用課長、有識者	1年間 (H25.4.〇 ～ H26.3.31)	1回	0回
230	農林	日野振興センター日野振興局	日野農業改良普及所普及指導活動評価検討会	日野農業改良普及所の普及指導活動の課題、普及方法、関係機関との役割分担、活動実績など、普及指導活動に関する幅広い検討を行い、得られた活動の評価、意見・要望を今後の活動に十分に反映させることをねらいとする事務	不定	全員	2,600	指導農業士、農業者等代表、市町村、農業協同組合	当日のみ	1回	1回
231	教育	教育総務課	鳥取県教育委員会職員結核・一般病健康管理審査会	職員に適用する健康管理区分に関する事項の審査に関する事務	5	4	8,900	医師、県(次長)	2年間 H25.4.1 ～ H27.3.31	6回	5回
232	教育	教育総務課	鳥取県教育委員会職員神経・精神障がい健康管理審査会	職員に適用する健康管理区分に関する事項の審査に関する事務	8	4	8,900	医師、県(教育次長)	2年間 H25.4.1 ～ H27.3.31	4回	4回
233	教育	教育総務課	鳥取県学力向上戦略本部	県の学力向上に向けた課題意識を教育機関が共有し、連携して取り組むべき施策について検討する事務	本部14 小中学力部会13 中中学力部会13	本部12 小中8 中高8	8,900	教育長、統括監、学識、市町村教育長、保護者代表、公民館連合会代表、教育センター長、課長(小中学校・特別支援、高等学校・家庭・地域教育、教育・学術振興)	2年 H25.5.22 ～ H26.3.31	本部会議4回 小中学力部会4回 中中学力部会4回	H25設置
234	教育	教育総務課	鳥取県教育委員会教職員の処分等に係る評価委員会(仮称)	教職員の処分の決定等に当たり、適正かつ公正な実施に資するため、県民の視点で外部委員の意見を聴取する事務	3	3	8,900	弁護士、企業労務担当者、企業経営者等	2年間(知事部局の評価委員会と併せて検討)	3回	0回
235	教育	特別支援教育課	鳥取県就学指導委員会	障がい児の障がいの種類及び程度を判別並びに就学指導に係る調査審議に関する事務	15	3	6,500	医師、特別支援教育に關し知識経験を有する者、児童福祉施設又は児童相談所の職員	H23.10.1 ～ H25.9.30	3回	3回
236	教育	特別支援教育課	特別支援学校における医療的ケア運営協議会	「医療的ケアが必要な幼児児童生徒学習支援事業」実施要項に沿った適切な実習がなされているかについて協議し、必要に応じて実施要項の改定等に係る検討を行う事務	11	2	6,000	医者、看護婦、学校関係者、福祉関係者	1年間	2回	0回
237	教育	特別支援教育課	特別支援学校における医療的ケア実施体制検討委員会	医療的ケアを教職員が実施する場合の実施のあり方について検討する事務	10	2	6,000	保護者、学校医、学校看護婦、学校関係者、福祉関係者	1年間	4回	0回
238	教育	いじめ不登校総合対策センター	「ハートフルスペース」連絡協議会	教育、医療、福祉、不登校やひきこもりを支援している様々な立場の関係者と意見交換を行い、運営及び通所者への支援等の一層の充実を図ることを目的とする	9	4	9,900	渡辺病院医師、精神保健福祉センターの心理判定員、とっとりひきこもり生活支援センター代表、とっとり若者サポートステーションコーディネーター、鳥取市教育センター、鳥取県風校長、高等学校教員、小中学校教員、家庭・地域教育課、東部教育局	1年(任命の日～翌年3月31日)	2回程度	2回

番号	部局名	所属名	協議会等の名称	設置状況	委員状況			開催状況			
				担任する事務 ※現在は、目的・役割・会議内容を記載していますので、附属機関条例において「担任する事務」として記載できる書きぶりに改めること	委員数	左のうちの外部委員数	謝金単価(円)	委員構成	任期 (〇年間 HO.O.O ~ HO.O.O)	H25開催 予定回数	H24開催実績
239	教育	高等学校課	学校関係者評価委員会	県立学校の自己評価の客観性を高め、教育活動その他の学校運営が適切に行われるようにするための改善方策等に係る提言に関する事務(高校24校、特別支援教育7校)	122名 (各校5名程度 ×24校)	122名 (内他校種の教職員として委嘱している方が24名)	9,900	必ず保護者代表を加える他、学校評議員、地域住民、他校種の教職員等	委嘱日~当該年度末	学校によって異なる	学校によって異なる
240	教育	高等学校課	県立学校第三者評価委員会	県立学校の第三者評価の項目や基準、評価方法等について検討する事務	24	16	8,900	【委員】 学識経験者、企業でのマネジメント経験者、学校管理職OB 【専門委員】 県立学校副校長又は教頭	委嘱日~当該年度末	3回	3回
241	教育	高等学校課	地域の産業界と学校のネットワーク会議	地域の産業界と連携して、各学校に応じた教育プログラムを設定し、それを見直す体制について検討する	79名 (各校8名程度 ×9校)	75	8,900	地元産業界、高等教育機関、行政	委嘱の日からその年度の3月31日まで	学校によって異なる	学校によって異なる
242	教育	高等学校課	高等学校学力向上推進委員会	高校生の学力向上策の検討及び提案等に関する事務	24	6	8,900	学識経験者、高校教育有識者、進学関連企業、中学校長、高等学校長、特別支援学校長	H24.5.16 ~ H25.3.31	3回	3回
243	教育	高等学校課	指導改善研修教員審査委員会	児童等に対する指導が不適切な教員の認定や処遇に係る審査・判定に関する事務	6	6	8,900	医師、法律の専門家、学識経験者、教育関係団体の代表者、保護者	H24.4.27 ~ H26.3.31	3回	3回
244	教育	高等学校課	鳥取県立学校学校評議員	地域に開かれた特色ある学校運営に関する事項についての提言等に関する事務	133 (32校)	120 (32校)	8,900	県市町村、教育関係、民間会社、PTA関係	H24.4.1~ H25.3.31	学校によって異なる	学校によって異なる
245	教育	高等学校課	キャリア教育推進会議	高等学校におけるキャリア教育の在り方及び具体的な施策の検討に関する事務	12	6	8,900	学識経験者、企業関係者、労働局、県職員	1年間 (H25.7.1 ~ H26.3.31)	2回	(H25新規)
246	教育	高等学校課	教育研究開発事業に係る運営指導委員	研究開発学校の運営に関連した専門的見地からの指導、助言、評価に関する事務	4	4	8,900	学識経験者、学校関係者、町職員、商工会職員	4年間 (H25.~ H28)	3回	(H25新規)
247	教育	高等学校課	生徒支援ネットワーク会議	特別な支援を必要とする生徒の就労等社会的自立に向けた関係機関同士の連携を深める	未定	未定	8,900	学識経験者、医師、学校関係者、県職員、就労支援センター職員等を予定	2年間	2回×3地区	(H25新規)
248	教育	高等学校課	拠点校運営指導委員会	拠点校、協力校における研究の進捗状況、授業改善に係る指導助言を受ける	未定	未定	8,900		1年間 (予定)	未定	
249	教育	高等学校課	英語教育推進委員会	小・中・高一貫して見通しを持った英語教育の推進を目的とする。	未定	未定	8,900		1年間 (予定)	未定	(H25新規)
250	教育	人権教育課	鳥取県育英奨学生選考委員会	鳥取県育英奨学生を決定するための審査に関する事務	5	5	8,900	学識経験者(教員OB、高等学校PTA、経済界)	2年間 H24.5.25 ~ H26.3.31	2回	2回
251	教育	家庭・地域教育課	とっとり県民カレッジ運営委員会	とっとり県民カレッジ設置要綱第5条に掲げる事項の審議に関する事務	10	8	5,500	大学職員、市町村職員、社会教育施設職員、民間団体	H23.12.13 ~ H25.11.30		

番号	部局名	所属名	協議会等の名称	設置状況	委員状況	委員状況			開催状況		
				担任する事務 ※現在は、目的・役割・会議内容を記載していますので、附属機関条例において「担任する事務」として記載できる書きぶりに改めること	委員数	左のうちの外部委員数	謝金単価(円)	委員構成	任期 (〇年間 H〇.〇〇 ～ H〇.〇〇)	H25開催予定回数	H24開催実績
252	教育	家庭・地域教育課	子どもの読書活動推進委員会	鳥取県子どもの読書活動推進委員会設置要綱第2条に掲げる事項の検討に関する事務	12	4	5,280	学識経験者、市町村職員、公立図書館職員、民間団体、読み聞かせ団体、幼稚園保育園職員、学校図書館職員	H23.4.1～ H25.3.31		
253	教育	家庭・地域教育課	船上山少年自然の家運営委員会	施設運営のあり方の検討に関する事務	8	8	5,280	学識経験者、民間団体、学校関係者、市町村教育関係者	未定 1年間 ～H 26.3.31	3回	
254	教育	家庭・地域教育課	大山青年の家運営委員会	施設運営のあり方の検討に関する事務	8	8	5,280	学識経験者、民間団体、学校関係者、市町村教育関係者	未定 1年間 ～H 26.3.31	3回	
255	教育	文化財課	青谷上寺地遺跡発掘調査委員会	青谷上寺地遺跡の学術的な発掘調査の方法や計画に係る専門的な検討に関する事務	6	6	8,900	学識経験者	2年以内 (1年毎に更新) H25.5.15 ～ H26.3.31	3回	3回
256	教育	文化財課	妻木晩田遺跡発掘調査委員会	妻木晩田遺跡の学術的な発掘調査の方法や計画に係る専門的な検討に関する事務	5	5	8,900	学識経験者	2年以内 H25.5.16 ～ H27.3.31	1回	1回
257	教育	文化財課	鳥取県銃砲刀剣類登録審査会	銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第14条第3項の規定による火縄式銃砲等の古式銃砲及び刀剣類の鑑定に関する事務	4	4	8,900	学識経験者	2年 H25.4.1～ H27.3.31	4回	4回
258	教育	スポーツ健康教育課	子どもの体力向上支援委員会	鳥取県の児童生徒の体力に関する調査結果の考察を行うとともに、当該調査結果の学校における活用方法や果が「行う体力向上の取組への提案に関する事務	8	2	8,900	有識者(米子工業高等専門学校教授、鳥取大学地域学部准教授)、小・中・高教諭	H24.11.6 ～ H26.11.5	3回	3回
259	教育	スポーツ健康教育課	心や性の健康問題対策協議会	鳥取県における児童生徒の心や性に関する健康状態の解決に向けた「心や性の健康問題対策事業」の円滑な実施に関する事務	13	5	6,000	学識経験者、医師会代表、福祉相談センター代表、警察本部生活安全課、PTA代表、学校代表	H23.6.22 ～ H25.3.31	2回	2回
260	教育	スポーツ健康教育課	運動部活動ガイドライン策定委員会	運動部活動ガイドラインの策定内容について協議し、意見や助言を行う	9	9	9,900	学識経験者、県、市町村、スポーツ団体、学校関係者	1年間 (H25.7月 ～ H26.3.31)	4回	0回
261	教育	スポーツ健康教育課	学校における防災教育推進委員会(今後設置予定)	モデル地域を指定し、その地域での取組の成果検証・普及を行うことにより、学校の実践的防災教育の充実を図ることを目的として実施する「実践的防災教育総合支援事業」(国委託事業)の円滑な実施を図る	10	6	6,400	学識経験者、鳥取市教育委員会、消防署、気象台、学校防災アドバイザー、県	H25.7～ H26.3	2回	0回
262	教育	スポーツ健康教育課	学校における食育推進委員会(今後設置予定)	栄養教諭が中核となり、学校・家庭・地域が連携した食育推進を行うことを目的として実施する「栄養教諭を中核とした食育推進事業」(国委託事業)の円滑な実施を図る	12	4	6,000	学識経験者、鳥取市教育委員会、鳥取市立学校、PTA、県	H25.7～ H26.3	2回	0回
263	教育	博物館	鳥取県美術資料収集評価委員会	鳥取県立博物館が美術資料を収集するに際して、収集の適否と評価について検討する事務	7 特別委員2(予算上) 特別評価委員9(予算上)	全て外部委員	9,900	常任委員:美術館館長もしくはそれに準じる学識経験者 特別委員:主にその分野の専門的研究者 特別評価委員:主に画商等の市場関係者	常任委員:2年間 (H23.10.1 ～ H25.9.30)	1回	1回
264	教育	博物館	山陰海岸学習館の在り方策定検討委員会	山陰海岸学習館の今後のあるべき姿とそれに向けた方策の検討に関する事務	10	10	8,900	学識経験者、行政機関、関係団体	1年間 (H25.5.15 ～ H26.3.31)	4回(うち1回開催済み)	

謝金単価の状況(H25.4.1現在:知事部局、教育委員会、その他議会事務局を除く他部局)

整理番号	所属名	協議会等の名称	設置状況	委員状況		委員状況			開催状況		謝金単価の考え方
				委員数	左のうちの外部委員数	謝金単価(円)	委員構成	任期	H25開催予定回数	H24開催実績	
1	東部振興課	鳥取県東部中山間地域振興協議会	東部地区における鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例第3条の基本方針による中山間地域振興の推進を図るための調査審議に関する事務	10	8	3,000	県民、学識経験者、市町、県	1年	未定	1回(意見交換会として実施)	@1,500円×2時間=3,000円 非常勤職員の時間給の2時間分
2	東部振興課	鳥取県八頭中山間地域振興協議会	八頭地区における鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例第3条の基本方針による中山間地域振興の推進を図るための調査審議に関する事務	10	8	3,000	県民、学識経験者、市町、県	1年	未定	3回	
3	中部総合事務所地域振興局	鳥取県中部地区中山間地域振興協議会	中部地区における鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例第3条の基本方針による中山間地域振興の推進を図るための調査審議に関する事務	17	8	3,000	県民、学識経験者、市町村、県	H24.4.1~H25.3.31	全体3回、部会2回	全体3回、部会2回	
4	西部総合事務所地域振興局	鳥取県西部地区中山間地域振興協議会	西部地区における鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例第3条の基本方針による中山間地域振興の推進を図るための調査審議に関する事務	25	19	3,000	広域的自主組織等、学識経験者、県、市町村	単年度	年3回程度	1回	
5	日野振興センター日野振興局	鳥取県日野地区中山間地域振興協議会	中山間地域の現状把握及び地域の実情にあった施策について検討する	10	5	3,000	県民、学識経験者、県、市町村	H24.9.27~H25.3.31	年3回程度	会議3回、ワークショップ2回	
	文化政策課	鳥取県文化芸術事業評価委員会	県が実施又は助成する文化芸術事業について、毎年度ごとに点検、評価する事務	17	17	5,000	文化芸術活動者、マスコミ、大学(院)生等	H24.4.1~H26.3.31	5回(評価報告会含む)	5回(評価報告会含む)	協議会等委員報酬の半額相当
7	文化政策課	とっとり伝統芸能まつり出演団体選定委員会	とっとり伝統芸能まつりの出演団体の選定及び開催日・開催場所の決定に関する事務	9	7	3,000	学識経験者、県、県内伝統芸能活動者	なし	1回	1回	@1,500円/時間×2時間=3,000円 非常勤職員の時間給の2時間分
8	文化政策課	文化功労賞知事表彰選考委員会	文化功労賞知事表彰の被表彰候補者の選考に関する事務	20	20	5,000	文化芸術活動者、マスコミ、大学(院)生等	24.4.1~26.3.31	1回	1回	協議会等委員報酬の半額相当
9	障がい福祉課	鳥取県地域自立支援協議会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第65条の15で定められた県の区域内における相談支援の体制に関する協議、圏域で解決できなかった障害福祉サービス等の県全域又は広域的な課題等についての協議調整、県障害福祉計画の推進及び進行管理の協	12	8	6,000	学識経験者、県、市町村代表、圏域代表等	なし	運営委員会2回 協議会2回	運営委員会3回 協議会1回	平成19年設置 ・予算単価表の講師等の単価(教授・助教授・その他)の単価(6,000円/時)を参考に設定
10	障がい福祉課	地域移行支援プロジェクト会議	精神障がい者の地域移行にかかる全県的な取り組みの中での課題等を検討し、事業の円滑な運営をサポートする	9	4	6,000	学識経験者、精神科認定看護師、精神保健福祉士	特になし(会議の都度、招集)	1回	1回	
11	障がい福祉課	体験作文等審査委員会設置要綱	共生社会を目指して、障害のある人となない人が、学校や社会生活、社会活動等の中で、相互に心のふれあいの体験を通じて学んだことや感じたこと、あるいは社会に訴えたいこと等を内容とする「心の輪を広げる体験作文」等を募集し、表彰を行うことにより、障害のある人に対する理解の促進に資することを目的として、知事表彰を行う作品の選考に関する事務	6	3	5,000	県福祉保健部、県教育委員会特別支援教育課、県社会福祉協議会、文学関係団体、デザイン関係団体、報道機関	なし(毎年度各団体から推薦された者を委員として、審査会当日のみ)	1回	1回	協議会等委員報酬の半額相当
12	障がい福祉課	糸賀一雄氏生誕100周年記念事業検討会	鳥取市出身で戦後日本の障がい福祉の発展に貢献したことから「障がい福祉の父」と呼ばれている「糸賀一雄氏」の生誕100周年を記念した顕彰事業の内容を検討することを目的として、有識者・当事者団体や関係機関から事業に係る意見を聞き、事業内容の検討を行う。	13	5	6,000	有識者、当事者団体(県手をつなぐ育成会、障がい者支援施設もみの木園、県知的障害者福祉協会)、関係行政機関(県立図書館、日進小学校、鳥取東高、皆成学園、県教委特別支援教育課、県子ども発達支援課、県障がい福祉課)	平成25年6月24日~平成26年3月31日	3回	0回	予算単価表の講師等の単価(教授・助教授・その他)の単価(6,000円/時)を参考に設定
13	医療政策課	専門研修医師支援事業支援対象医師選考委員会	専門研修医師支援事業支援対象医師の選考に関する事務	3	0~3	6,000	県、学識経験者	なし	1	1	平成20年度予算単価表の講師手当(教授・助教授・その他 6,000円/時)を参考に設定
14	医療政策課	次世代医師海外留学支援事業支援対象医師選考委員会	次世代医師海外留学支援事業支援対象医師の選考に関する事務	3	0~3	6,000	県、学識経験者	なし	1	0	

整理番号	所属名	協議会等の名称	設置状況	委員状況			開催状況		謝金単価の考え方		
			担任する事務 ※現在は、目的・役割・会議内容を記載していますので、附属機関条例において「担任する事務」として記載できる書きぶりに改めること	委員数	左のうちの外部委員数	謝金単価(円)	委員構成	任期 (〇年間 H〇.〇.〇〇 H〇.〇.〇〇)		H25開催予定回数	H24開催実績
15	東部福祉保健事務所	東部福祉保健事務所献血推進協議会	献血思想の普及、血液に対する正しい知識の啓蒙、円滑な献血の推進についての協議に関する事務	18	17	5,000	医師会・医療機関の代表者等、市町の献血担当課長、学校・工場・事業場の代表者等、学識経験者	2年間 H25.2.18～ H27.2.17	1回	1回	協議会等委員報酬の半額相当
16	中部総合事務所福祉保健局	中部総合事務所福祉保健局献血推進協議会	円滑な献血の推進並びに献血者の組織化を図るとともに、献血思想の普及等に向けた協議を行う	15	6	5,000	学識経験者、医師、民間企業、市町	H24.2.1～ H26.1.31	1回	1回	協議会等委員報酬の半額相当
17	中部総合事務所福祉保健局	鳥取県中部地区胃がん検診推進連絡会	医療機関、職域、市町等関係者が連携してがん対策に取り組む方策の協議に関する事務	18	12	3,000	医師会、医療機関、検診機関、商工会、職域団体、住民代表	なし	2回	2回	@1,500/時間×2時間=3,000円 非常勤職員の時間給の2時間分
18	西部総合事務所福祉保健局	西部総合事務所献血推進協議会	円滑な献血の推進及び献血思想の普及等に必要事項の協議に関する事務	23	13	5,000	県、市町村、病院関係者、献血協力事業所関係者、ボランティア団体関係者	2年間 H25.7.1～ H27.6.30	1回	1回	協議会等委員報酬の半額相当
19	水・大気環境課	湖山池環境モニタリング委員会	湖山池の高塩分移行後の水質や各種植物群の変化等に関し、必要なモニタリング手法の検討等に対する意見及び助言に関する事務	10	10	7,000	水質全般 生態系全般	H24.09.18 H26.03.31	3回	3回	鳥取市との協働設置であり、鳥取市の単価(7,000円)に合わせたもの
20	雇人材総室	技能者表彰候補者選考委員会	卓越した技能者、優れた技能者及び高度熟練技能者被表彰者の選考に関する事務	4	4	5,050	学識経験者 ※平成25年度委員は回答日現在で未定。 平成24年度委員は次のとおり (地独)産業技術センター機械素材研究所所長、鳥取県職業能力開発協会専務理事、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構鳥取センター所長、技能士会連合会会長	1年間 (委嘱の日から平成26年3月31日まで)	2回	2回	10,100円×1/2=5,050円 H23附属機関単価の半分に設定
21	産業人材育成センター倉吉校	鳥取県立産業人材育成センターコンピュータ制御科運営推進協議会	地域ニーズに応じた職業訓練の効果的な実施に向けて、各種訓練別に関係する企業・団体等との連携等の強化に関する事務	10	9	5,000	企業、団体の関係者、産業人材育成センター校長	2年間 H24.4.1～ H26.3.31	2回	1回	
22	産業人材育成センター倉吉校	鳥取県立産業人材育成センター木造建築科運営推進協議会	地域ニーズに応じた職業訓練の効果的な実施に向けて、各種訓練別に関係する企業・団体等との連携等の強化に関する事務	14	13	5,000	企業、団体の関係者、産業人材育成センター校長	2年間 H24.4.1～ H26.3.31	2回	1回	
23	産業人材育成センター倉吉校	鳥取県立産業人材育成センター土木システム科運営推進協議会	地域ニーズに応じた職業訓練の効果的な実施に向けて、各種訓練別に関係する企業・団体等との連携等の強化に関する事務	12	11	5,000	企業、団体の関係者、産業人材育成センター校長	2年間 H24.4.1～ H26.3.31	2回	1回	
24	産業人材育成センター倉吉校	鳥取県立産業人材育成センター総合実務科運営推進協議会	地域ニーズに応じた職業訓練の効果的な実施に向けて、各種訓練別に関係する企業・団体等との連携等の強化に関する事務	8	7	5,000	企業、団体の関係者、産業人材育成センター校長	2年間 H24.4.1～ H26.3.31	2回	1回	8,900円×1/2=5,000円 協議会等委員報酬の半額相当
25	産業人材育成センター米子校	鳥取県立産業人材育成センターデザイン科運営推進協議会	地域ニーズに応じた職業訓練の効果的な実施に向けて、各種訓練別に関係する企業・団体等との連携等の強化に関する事務	9	9	5,000	デザイン業界経営者等	H24.2.1～ H26.1.31	1回	1回	
26	産業人材育成センター米子校	鳥取県立産業人材育成センター自動車整備科運営推進協議会	地域ニーズに応じた職業訓練の効果的な実施に向けて、各種訓練別に関係する企業・団体等との連携等の強化に関する事務	12	12	5,000	自動車業界経営者等	H24.2.1～ H26.1.31	1回	1回	
27	産業人材育成センター米子校	鳥取県立産業人材育成センター設計・インテリア科運営推進協議会	地域ニーズに応じた職業訓練の効果的な実施に向けて、各種訓練別に関係する企業・団体等との連携等の強化に関する事務	8	8	5,000	設計インテリア業界経営者等	H24.2.1～ H26.1.31	1回	1回	

整理番号	所属名	協議会等の名称	設置状況	委員状況		委員状況			開催状況		謝金単価の考え方
			担任する事務 ※現在は、目的・役割・会議内容を記載していますので、附属機関条例において「担任する事務」として記載できる書きぶりに改めること	委員数	左のうちの外部委員数	謝金単価(円)	委員構成	任期 (〇年間 HO.O.O ~ HO.O.O)	H25開催予定回数	H24開催実績	
28	食のみやこ推進課	鳥取県ふるさと認証食品協議会	鳥取県内で製造された加工食品の認証審査、認証基準の検討及び認証制度の普及に関する事務	11	9	4,000	消費者、小売業者、卸売業者、食品加工業者、生産者、関係行政機関	なし	3回	3回	協議会等委員報酬の半額相当
29	食のみやこ推進課	とっとり県産品利用促進協議会	県産品の普及、情報発信及び登録制度等に関する事務	7	6	4,000	商工関係団体(産業振興機構、産業技術センター、商工会連合会、商工会議所連合会)、学識経験者、消費者団体、関係行政機関	1年	2回	0回	
30	食のみやこ推進課	加工品ステップアップ支援事業採択事業決定審査会	加工品ステップアップ支援事業費補助金交付要綱(平成22年4月1日施行)の補助金を交付するにあたって行う補助事業計画の審査に関する事務	5	2	4,000	食品加工の学識経験者	1年間 (H25.5.1 ~ H26.3.31)	4回	1回	
31	生産振興課	鳥取県主要農作物奨励品種改廃協議会	鳥取県主要農作物奨励品種改廃協議会設置運営要綱(平成7年2月9日制定)第4の規定による奨励品種の改廃及び改廃基準、奨励品種決定調査に供する品種及び方法に関すること等について協議する事務	11	1	5,100	学識経験者、農業団体、県	なし	必要に応じ開催	(文書協議)	10,200円/日×1/2=5,100円 H22附属機関単価の半分
32	畜産課	和牛再生ステップアップ協議会(やらいや和牛プロジェクト)	鳥取県の和牛振興に向けた和牛ビジョンの策定及び実現に係る協議に関する事務	21	8	3,000	農家代表、農協畜産課長、畜産試験場長等	なし	2回	2回	@1,500/時間×2時間=3,000円 非常勤職員の時間給の2時間分
33	農林総合研究所企画総務課	試験場課題検討会	試験研究機関の実施する研究課題の審査に関する事務	298 (20部会)	223 (20部会)	4,000	県、農業団体、農林業者	なし	21回	21回	@2,000/時間×2時間=4,000円 旧農林水産部設定単価を参考に設定
34	農林総合研究所畜産試験場	鳥取県和牛産肉能力検定委員会	種雄牛造成における種雄牛等の選定の意見の取りまとめに関する事務	17	9	5,000	畜産関係機関、農協、生産者等 ※委員の中に県は1名で後は外部。ただし、謝金の支払いがあるものが9名。	2年間 H24.4.12 ~ H26.3.31	6回	5回	2000円/時間*2.5時間=5000円 ※「農業経営の手引き(畜産):H20年度版」の和牛繁殖経営の家族労働報酬額2083円/時間を引用
35	東部農林事務所	東部農林事務所がらんばる農家プラン等審査会	元気な農業者等の育成と地域農業の振興に向けた農家プラン等の認定適否についての審査に関する事務	6	5	2,600円/時間 (上限 8,900円)	東部消費生活モニター協議会、鳥取県東部商工会産業支援センター、鳥取商工会議所、鳥取環境大学、鳥取大学、県	1年間 H25.4.11 ~ H26.3.31	5回	5回	
36	東部農林事務所	東部農林事務所就農計画認定委員会	就農計画にかかる申請内容が鳥取県就農促進方針(平成19年3月6日農林水産部長通知)等に照らし適正であるか審査する事務	8	6	2,600円/時間(ただし上限8,900円)	JA、市町、市町農業委員会、農業者会、基金協会、県(普及所長、振興課長)	4回	5回	就農支援事業	平成15年度に農林水産部では財政課と協議して、別添「講師謝金単価の基準について」を作成、現在まで活用しているところ。 この単価表の指導農業者等の1時間当たり2,600円を準用している。
37	東部農林事務所八頭事務所	八頭総合事務所がらんばる農家プラン審査会	元気な農業者等の育成と地域農業の振興に向けた農家プランの認定の適否に関する事務	7	6	2,600円/時間	学識経験者等	H25.5.24 ~ H26.3.31	4回	4回	
38	東部農林事務所八頭事務所	八頭総合事務所6次産業化(農商工連携)プラン審査会	農林漁業者自らが生産から加工・製造・流通・販売までを主体的に取り組む6次産業化にかかるプランの認定の適否に関する事務	7	6	2,600円/時間	学識経験者等	H25.5.24 ~ H26.3.31	4回	4回	



整理番号	所属名	協議会等の名称	設置状況	委員状況		委員状況			開催状況		謝金単価の考え方	
			担任する事務 ※現在は、目的・役割・会議内容を記載していますので、附属機関条例において「担任する事務」として記載できる書きぶりに改めること	委員数	左のうちの外部委員数	謝金単価(円)	委員構成	任期 (〇年間 H〇.〇〇 ~ H〇.〇〇)	H25開催予定回数	H24開催実績		
39	東部農林事務所八頭事務所	東部農林事務所八頭事務所就農計画認定委員会	就農計画にかかる申請内容が鳥取県就農促進方針(平成19年3月6日農林水産部長通知)等に照らし適正であるか審査する事務	7	5	2,600円/時間(ただし上限8,900円)	JA、市町、市町農業委員会、農業士会、基金協会、県(普及所長、振興課長)	なし	2回	2回	平成15年度に農林水産部では財政課と協議して、別添「講師謝金単価の基準について」を作成、現在まで活用しているところ。 この単価表の指導農業士等の1時間当たり2,600円を準用している。	
40	東部農林事務所八頭事務所	農業改良普及指導活動評価検討会	農業者及び地域のニーズに合った普及指導活動の実施に向けて、農業者の意見・要望等を聞き取り、幅広い検討を行うための事務	18	18	2600円/h	指導農業士、学識経験者、農業団体、市町等	なし	2回	2回		
41	中部総合事務所農林局	中部総合事務所就農計画認定協議	就農計画にかかる申請内容が鳥取県就農促進方針(平成19年3月6日農林水産部長通知)等に照らし適正であるか審査する事務	7	1	2200円/時間	JA、市町、市町農業委員会、農業士会、基金協会、県(普及所長、振興課長)	なし				平成15年度に農林水産部では財政課と協議して、別添「講師謝金単価の基準について」を作成、現在まで活用しているところ。 この単価表の一般農業士の1時間当たり2,200円を準用している。
42	中部総合事務所農林局	倉吉農業改良普及所普及指導活動評価検討会	農業者及び地域のニーズに合った普及指導活動の実施に向けて、農業者の意見・要望等を聞き取り、幅広い検討を行うための事務	18	18	2600円/h	農業者等、生産部会代表者、地域代表者、市町村、農業協同組合及び学識経験者等		1回	1回		
43	中部総合事務所農林局	東伯農業改良普及所普及指導活動評価検討会	農業者及び地域のニーズに合った普及指導活動の実施に向けて、農業者の意見・要望等を聞き取り、幅広い検討を行うための事務	18	18	2600円/h	指導農業士、JA生産部会、各JA営農センター等、各町農林課長		1回	1回		
44	西部総合事務所農林局	西部総合事務所就農計画審査委員会	就農計画にかかる申請内容が鳥取県就農促進方針(平成19年3月6日農林水産部長通知)等に照らし適正であるか審査する事務	6	5	2,600円/h(8,900円/日を上限)	農林振興課長、農協代表(営農部、信用部、女性理事)、農業士会代表	1年間 H24.5.1~ H25.3.31	4回	4回		
45	西部総合事務所農林局	西部総合事務所農林関係プラン審査会	がんばる農家プラン事業実施要領(平成24年3月29日)及びひとり発!6次産業化総合支援事業実施要領(平成23年6月24日)に基づいて申請されたプランの認定の適否を審査する事務	6	5	2,600円/h(8,900円/日を上限)	農林局長、販路開拓・農産物流通等の識者、生協・農林漁業金融公庫等の役員、中小企業診断士、その他所長が特に必要と認めた者	3年間 H24.4.19~ H26.3.31	6回	6回		平成15年度に農林水産部では財政課と協議して、別添「講師謝金単価の基準について」を作成、現在まで活用しているところ。 この単価表の指導農業士等の1時間当たり2,600円を準用している。
46	日野振興センター日野振興局	日野総合事務所が「がんばる農家プラン」審査会	元気な農業者等の育成と地域農業の振興に向けた農家プランの認定の適否について審査する業務	6	5	¥8,900/日 又は ¥2,600/時×時間数	学識経験者、日野振興局長	1年間 H25.4.25~ H26.3.31	3回	4回		
47	日野振興センター日野振興局	西部総合事務所日野振興センターひとり発!6次産業化推進プラン認定審査会	農林漁業者自らが生産から加工・製造・流通・販売までを主体的に取り組む6次産業化にかかるプランの認定の適否について審査する業務	6	5	¥8,900/日 又は ¥2,600/時×時間数	学識経験者、日野振興局長	1年間 H25.4.25~ H26.3.31	3回	2回		
48	日野振興センター日野振興局	西部総合事務所日野振興センター就農計画認定審査委員会	就農計画の適否を決定するための審査に関する事務	5	4	¥2,200/時	農林振興課長、農業委員会長、指導農業士、農協信用課長、有識者	1年間 (H25.4.〇 ~ H26.3.31)	1回	0回		平成15年度に農林水産部では財政課と協議して、別添「講師謝金単価の基準について」を作成、現在まで活用しているところ。 この単価表の一般農業士の1時間当たり2,200円を準用している。
49	日野振興センター日野振興局	日野農業改良普及所普及指導活動評価検討会	日野農業改良普及所の普及指導活動の課題、普及方法、関係機関との役割分担、活動実績など、普及指導活動に関する幅広い検討を行い、得られた活動の評価、意見・要望を今後の活動に十分に反映させることをねらいとする事務	不定	全員	2,600	指導農業士、農業者等代表、市町村、農業協同組合	当日のみ	1回	1回		
50	西部総合事務所農林局	西部農業改良普及所普及指導活動評価検討会	農業者及び地域のニーズに合った普及指導活動を行うため	20人程度	20人程度	2,600円/h(8,900円/日を上限)	農業者、生産部会代表者、地域代表者、市町村、農協、学識経験者等	任期設定なし(検討会当日のみ)	1	1	平成15年度に農林水産部では財政課と協議して、別添「講師謝金単価の基準について」を作成、現在まで活用しているところ。 この単価表の指導農業士等の1時間当たり2,600円を準用している。	
51	西部総合事務所農林局	西部農業改良普及所(大山普及支所)普及指導活動評価検討会	農業者及び地域のニーズに合った普及指導活動を行うため	20人程度	20人程度	2,600円/h(8,900円/日を上限)	農業者、生産部会代表者、地域代表者、市町村、農協、学識経験者等	任期設定なし(検討会当日のみ)	1	1		
52	特別支援教育課	鳥取県就学指導委員会	障がい児の障がいの種類及び程度の判別並びに就学指導に係る調査審議に関する事務	15	3	6,500	医師、特別支援教育に関し知識経験を有する者、児童福祉施設又は児童相談所の職員	H23.10.1~ H25.9.30	3回	3回	昭和52年3月に設置された委員会であり、積算根拠が明確に記載された過去の資料は見つからないが、当時の予算単価により積算されたと思われる。	



整理番号	所属名	協議会等の名称	設置状況	委員状況			開催状況		謝金単価の考え方		
			担任する事務 ※現在は、目的・役割・会議内容を記載していますので、附属機関条例において「担任する事務」として記載できる書きぶりに改めること	委員数	左のうちの外部委員数	謝金単価(円)	委員構成	任期 (〇年間 H〇.〇.〇〇 ~ H〇.〇.〇〇)		H25開催予定回数	H24開催実績
53	特別支援教育課	特別支援学校における医療的ケア運営協議会	「医療的ケアが必要な幼児児童生徒学習支援事業」実施要項に沿った適切な実習がなされているかについて協議し、必要に応じて実施要項の改定等に係る検討を行う事務	11	2	6,000	医者、看護婦、学校関係者、福祉関係者	1年間	2回	0回	予算単価の講師手当(教授・准教授・その他) 6,000円/時を準用
54	家庭・地域教育課	とっとり県民カレッジ運営委員会	とっとり県民カレッジ設置要綱第5条に掲げる事項の審議に関する事務	10	8	5,500	大学職員、市町村職員、社会教育施設職員、民間団体	H23.12.13 ~ H25.11.30			平成7年度当時の講師謝金単価(教授・准教授その他)
55	家庭・地域教育課	子どもの読書活動推進委員会	鳥取県子どもの読書活動推進委員会設置要綱第2条に掲げる事項の検討に関する事務	12	4	5,280	学識経験者、市町村職員、公立図書館職員、民間団体、読み聞かせ団体、幼稚園保育園職員、学校図書館職員	H23.4.1 ~ H25.3.31			家庭・地域教育課設定の謝金単価表に基づいた設定。
56	家庭・地域教育課	船上山少年自然の家運営委員会	施設運営のあり方の検討に関する事務	8	8	5,280	学識経験者、民間団体、学校関係者、市町村教育関係者	未定 1年間 ~H 26.3.31	3回		
	家庭・地域教育課	大山青年の家運営委員会	施設運営のあり方の検討に関する事務	8	8	5,280	学識経験者、民間団体、学校関係者、市町村教育関係者	未定 1年間 ~H 26.3.31	3回		
58	スポーツ健康教育課	心や性の健康問題対策協議会	鳥取県における児童生徒の心や性に関する健康状態の解決に向けた「心や性の健康問題対策事業」の円滑な実施に関する事務	13	5	6,000	学識経験者、医師会代表、福祉相談センター代表、警察本部生活安全課、PTA代表、学校代表	H23.6.22 ~ H25.3.31	2回	2回	予算単価の講師手当(教授・准教授・その他) 6,000円/時を準用
59	スポーツ健康教育課	学校における防災教育推進委員会(今後設置予定)	モデル地域を指定し、その地域での取組の成果検証・普及を行うことにより、学校の実践的防災教育の充実を図ることを目的として実施する「実践的防災教育総合支援事業」(国委託事業)の円滑な実施を図る	10	6	6,400 7,200	学識経験者、鳥取市教育委員会、消防署、気象台、学校防災アドバイザー、県	H25.7 ~ H26.3	2回	0回	文科省の委託事業における謝金単価(協議会、検討会出席謝金)を準用 H24単価7,200円/時 → H25単価6,400円/時
60	スポーツ健康教育課	学校における食育推進委員会(今後設置予定)	栄養教諭が中核となり、学校・家庭・地域が連携した食育推進を行うことを目的として実施する「栄養教諭を中核とした食育推進事業」(国委託事業)の円滑な実施を図る	12	4	6,000	学識経験者、鳥取市教育委員会、鳥取市立学校、PTA、県	H25.7 ~ H26.3	2回	0回	予算単価の講師手当(教授・准教授・その他) 6,000円/時を準用(予定)

附属機関一覧(H25.4.1現在)

	附属機関	担任する事務	庶務担当機関	報酬単価 (円/日)
1	鳥取県情報公開審議会	鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)第19条第1項の規定による開示決定等に係る不服申立てについての審議、同条例第7条第6項の規定による開示請求に対する決定等に係る報告の受理及び同条例の施行に関する重要事項についての知事に対する意見の具申に関する事務	県民課及び政策法務課	9,900
		鳥取県公文書等の管理に関する条例(平成23年鳥取県条例第52号)第18条第1項の規定による特定歴史公文書等の利用請求に対する処分についての審査請求の審議に関する事務	政策法務課	
2	鳥取県個人情報保護審議会	鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第3号)第37条第1項の規定による個人情報の収集範囲等及び同条例の運用に関する重要事項についての実施機関に対する意見の具申並びに開示決定等に係る不服申立て等についての審議に関する事務	県民課	9,900
		住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定によりその権限に属させられた事項についての調査審議及び知事の諮問に応じて行う同法第30条の5第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項についての調査審議並びにこれらの事項についての知事に対する建議に関する事務	地域振興課	
3	鳥取県防災会議	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第14条第2項の規定による地域防災計画の作成及びその実施の推進、災害が発生した場合における関係行政機関等の連絡調整等の防災に関する事務	危機管理政策課	9,900
4	鳥取県国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第37条第2項の規定による国民の保護のための措置に関する重要事項の審議及び当該重要事項についての知事に対する意見の具申に関する事務	危機対策・情報課	9,900
5	鳥取県救急搬送高度化推進協議会	消防法(昭和23年法律第186号)第35条の8第1項及び第4項の規定による傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施(以下「搬送等の実施」という。)に関する基準(以下「実施基準」という。)に関する協議、実施基準に基づく搬送等の実施に係る連絡調整並びに実施基準及び搬送等の実施に関する事項についての知事に対する意見の具申に関する事務	消防防災課(健康医療局医療政策課が担当する事務を除く。)	9,900
			健康医療局医療政策課(傷病者の受入れに関することに限る。)	
6	鳥取県固定資産評価審議会	地方税法(昭和25年法律第226号)第401条の2第2項及び第3項の規定による固定資産評価基準の細目及び固定資産の価格等の修正に関する知事の勧告並びにその他固定資産の評価に関する事項についての調査及び審議に関する事務	税務課	9,900
7	鳥取県公益認定等審議会	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)によりその権限に属させられた事項の処理及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第1章第4節第6款の規定によりその権限に属させられた事項の処理に関する事務	行政監察・法人指導課	9,900
8	鳥取県公共事業評価委員会	鳥取県公共事業評価委員会条例(平成15年鳥取県条例第8号)第2条の規定による実施中又は実施前の公共事業の評価、公共工事の費用の縮減、公共工事における環境配慮物品の使用その他の環境への配慮及びその他公共事業に関し客観的な評価又は検討が必要であると認められた事項についての調査審議に関する事務	工事検査課	9,900
9	鳥取県財産評価審議会	鳥取県財産評価審議会設置条例(昭和38年鳥取県条例第6号)第2条の規定による県有財産の購入、売却、交換等についての価格の調査審議に関する事務	行財政改革局財源確保推進課	9,900
10	鳥取県職員人材開発センター運営審議会	鳥取県職員人材開発センター運営審議会設置条例(昭和31年鳥取県条例第2号)第2条の規定によるセンターの運営についての審議に関する事務	行財政改革局職員人材開発センター	9,900
11	鳥取県公務災害補償等認定委員会	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年鳥取県条例第31号)第4条の規定による職員の公務又は通勤による災害の認定に関し必要な事項についての審議に関する事務	行財政改革局福利厚生課	9,900
12	鳥取県公務災害補償等審査会	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第18条の規定による実施機関が行う公務上の災害又は通勤による災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施についての不服申立ての審査に関する事務		9,900
13	鳥取県人権尊重の社会づくり協議会	鳥取県人権尊重の社会づくり条例(平成8年鳥取県条例第15号)第7条第2項及び第3項の規定による人権施策基本方針及び人権尊重の社会づくりに関する事項についての知事に対する意見具申に関する事務	人権局人権・同和対策課	9,900
14	鳥取県立人権ひろば21指定管理候補者審査委員会	鳥取県立人権ひろば21について、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第67号)第6条第2項及び第22条第3項の規定による指定管理者の指定に係る審査に関する事務		9,900
15	鳥取県私立学校審議会	私立学校法(昭和24年法律第270号)の規定による私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校の設置等並びにこれらの学校を設置する法人の設立等についての審議並びにこれらの学校に関する重要事項についての知事に対する建議に関する事務	教育・学術振興課(子育て王国推進局子育て応援課が担当する事務を除く。)	9,900
			子育て王国推進局子育て応援課(私立幼稚園に関することに限る。)	

	附属機関	担任する事務	庶務担当機関	報酬単価 (円/日)
16	鳥取県男女共同参画審議会	鳥取県男女共同参画推進条例（平成12年鳥取県条例第83号）第32条の規定による鳥取県男女共同参画計画の策定その他男女共同参画に関する重要事項の調査審議に関する事務	男女共同参画推進課	9,900
17	鳥取県文化芸術振興審議会	鳥取県文化芸術振興条例（平成15年鳥取県条例第53号）第17条第1項の規定による文化芸術の振興に関する事項の調査審議及び同条第2項の規定による文化芸術の振興に関する事項についての知事に対する意見の具申に関する事務	文化政策課	9,900
18	文化観光局指定管理候補者審査委員会	文化観光局の所管に属する公の施設（鳥取県立夢みなとタワーを除く。）について、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第5条、第6条第2項及び第22条第3項の規定による指定管理者の指定に係る審査に関する事務		9,900
19	鳥取県立夢みなとタワー指定管理候補者審査委員会	鳥取県立夢みなとタワーについて、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第5条及び第22条第3項の規定による指定管理者の指定に係る審査に関する事務		9,900
20	鳥取県社会福祉審議会	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第7条第1項の規定による社会福祉に関する事項の調査審議及び関係行政機関に対する意見の具申、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定による児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項の調査審議、知事の諮問に対する答申及び関係行政機関に対する意見の具申並びに芸能、出版物等の推薦及びそれらを製作し、興行する者等に対する勧告並びに母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第7条及び母子保健法（昭和40年法律第141号）第7条の規定による母子家庭の福祉に関する事項及び母子保健に関する事項の調査審議並びに知事の諮問に対する答申及び関係行政機関に対する意見の具申に関する事務	福祉保健課	9,900
21	鳥取県障害者施策推進協議会	障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第1項の規定による障害者計画の策定又は変更に関する知事の諮問に対する答申、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項の調査審議及びその施策の実施状況の監視並びにその施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項の調査審議、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第9条の規定による精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項の調査審議並びに知事の諮問に対する答申並びに知事に対する意見の具申並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条第6項の規定による障害者福祉計画の策定又は変更に関する知事の諮問に対する答申に関する事務	障がい福祉課	9,900
22	鳥取県障害者介護給付費等不服審査会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第97条第1項の規定による市町村の介護給付費等に係る処分についての不服申立ての審査に関する事務		9,900
23	鳥取県精神医療審査会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条の規定による定期報告等に係る措置入院者又は医療保護入院者の入院の要否についての審査（知事が報告を求めた任意入院者に係るものを含む。）及び入院中の者又はその保護義務者からの退院等の請求についての審査に関する事務	障がい福祉課（精神保健福祉センターが担当する事務を除く。） 精神保健福祉センター（入院の要否及び退院等の請求についての審査処理に関することに限る。）	9,900
24	鳥取県福祉保健部指定管理候補者選定・審査委員会	福祉保健部の所管に属する公の施設について、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第5条、第6条第2項及び第22条第3項の規定による指定管理者の指定に係る審査に関する事務	障がい福祉課（長寿社会課及び子育て王国推進局子育て応援課が担当する事務を除く。） 長寿社会課（鳥取県立皆生尚寿苑及び鳥取県立福祉人材研修センターに関することに限る。） 子育て王国推進局子育て応援課（鳥取県立鳥取砂丘こどもの国に関することに限る。）	9,900
25	鳥取県介護保険審査会	介護保険法（平成9年法律第123号）第183条の規定による保険給付に関する処分又は保険料その他の徴収金に関する処分についての不服申立ての審査に関する事務	長寿社会課	9,900
26	鳥取県青少年問題協議会	鳥取県青少年問題協議会設置条例（昭和28年鳥取県条例第46号）第1条の規定による青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の調査審議、関係行政機関相互の連絡調整並びに知事に対する意見具申に関する事務	子育て王国推進局青少年・家庭課	9,900
27	鳥取県障害児通所給付費等不服審査会	児童福祉法第56条の5の6第1項の規定による市町村の障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費に係る処分についての審査請求の審査に関する事務	子育て王国推進局子ども発達支援課	9,900
28	鳥取県東部感染症診査協議会、鳥取県中部感染症診査協議会及び鳥取県西部感染症診査協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第24条第3項の規定による感染症の患者、無症状病原体保有者又はその保護者に対する就業の制限の通知並びに感染症の患者又はその保護者に対する入院の勧告、入院の期間の延長及び結核患者又はその保護者の医療費の県負担の申請に関し必要な事項の審議及び知事に対する意見の具申に関する事務	健康医療局健康政策課	9,900

	附属機関	担任する事務	庶務担当機関	報酬単価 (円/日)
29	鳥取県医療審議会	医療法第71条の2第1項の規定による同法によりその権限に属させられた事項の調査審議及び医療を提供する体制の確保に関する重要事項の調査審議に関する事務	健康医療局医療政策課	9,900
30	鳥取県准看護師試験委員	保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第25条第1項の規定による准看護師試験の実施に関する事務		9,900
31	鳥取県国民健康保険審査会	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第91条第1項の規定による保険給付に関する処分(被保険者証の交付の請求に関する処分を含む。)又は保険料その他同法の規定による徴収金に関する処分に対する不服の審査に関する事務		9,900
32	鳥取県後期高齢者医療審査会	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第128条第1項の規定による後期高齢者医療給付に関する処分(被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。)又は保険料その他同法第4章の規定による徴収金(県内の市町村及び鳥取県後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る。)に関する処分に対する不服の審査に関する事務	健康医療局医療指導課	9,900
33	鳥取県麻薬中毒審査会	麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第58条の13第1項の規定による麻薬中毒者の入院措置の審査に関する事務		9,900
34	鳥取県環境審議会	環境基本法(平成5年法律第91号)第43条第1項の規定による環境の保全に関する基本的事項の調査審議等に関する事務、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)及び温泉法(昭和23年法律第125号)の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議並びに自然環境の保全に関する重要事項の調査審議に関する事務並びにとつりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例(平成24年鳥取県条例第91号)第8条第2項、第11条第2項及び第18条第2項の規定による地下水の保全及び持続的な利用に関する調査審議に関する事務	環境立県推進課	9,900
35	鳥取県環境影響評価審査会	鳥取県環境影響評価条例(平成10年鳥取県条例第24号)第40条の規定による技術指針、方法書、準備書及び評価書に対する知事の意見その他の事項の調査審議に関する事務		9,900
36	鳥取県廃棄物審議会	鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例(平成17年鳥取県条例第68号)第30条の規定による事業者と関係住民の合意形成に関する結果の審査等についての知事に対する意見の具申、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく許可の申請又は届出の審査に関し知事が意見を求めた事項についての調査審議、産業廃棄物の処理に関する重要事項についての調査審議並びに廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する事項についての知事に対する意見の具申に関する事務	循環型社会推進課	9,900
37	鳥取県生活衛生営業審査会	鳥取県生活衛生営業審査会条例(平成12年鳥取県条例第20号)第1条の規定による生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号)の施行に関する重要事項及び公衆浴場入浴料金の統制額の指定に関し必要な事項の調査審議に関する事務		9,900
38	鳥取県クリーニング師試験委員	鳥取県クリーニング師試験委員条例(昭和34年鳥取県条例第32号)第1条の規定によるクリーニング師試験に関する事務		9,900
39	鳥取県調理師試験委員	鳥取県調理師試験委員条例(平成15年鳥取県条例第2号)第1条の規定による調理師試験に関する事務		9,900
40	鳥取県ふく処理師試験委員	鳥取県ふくの取扱い等に関する条例(平成16年鳥取県条例第7号)第5条の規定によるふく処理師試験に関する事務	くらしの安心局くらしの安心推進課	9,900
41	鳥取県犯罪のないまちづくり協議会	鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例(平成20年鳥取県条例第44号)第24条の規定による推進計画の策定、推進計画に基づく防犯施策の実施状況その他犯罪のないまちづくりに関する重要事項の調査審議に関する事務		9,900
42	鳥取県交通安全対策会議	交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)第16条第2項の規定による交通安全計画の作成及びその実施の推進、陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関する審議及びその施策の実施の推進並びに陸上交通の安全に関する総合的な施策の実施に係る関係行政機関等相互間の連絡調整に関する事務		9,900
43	鳥取県消費生活審議会	消費生活の安定及び向上に関する条例(昭和55年鳥取県条例第5号)第24条の規定による県民の消費生活に関する重要事項の調査審議及び県民の消費生活に関する事項に関しての知事に対する意見の具申に関する事務	くらしの安心局消費生活センター	9,900
44	鳥取県景観審議会	鳥取県景観形成条例(平成19年鳥取県条例第14号)第26条の規定による景観形成に関する事項の調査審議及び景観形成に関する事項についての知事に対する意見の具申に関する事務		9,900
45	鳥取県都市計画審議会	都市計画法(昭和43年法律第100号)によりその権限に属させられた事項の調査審議及び知事の諮問に応じ都市計画に関する事項の調査審議に関する事務		9,900
46	鳥取県開発審査会	都市計画法第50条第1項に規定する審査請求に対する裁決その他同法によりその権限に属させられた事項に関する事務	くらしの安心局景観まちづくり課	9,900
47	米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第56条第3項の規定による換地計画、仮換地の指定及び減価補償金の交付に関する事項について同法によりその権限に属させられた事項の調査審議に関する事務		9,900
48	鳥取県屋外広告物審議会	鳥取県屋外広告物条例(昭和37年鳥取県条例第31号)第11条第1項及び第2項の規定による広告物に関する重要事項の調査審議及び広告物に関する重要事項についての知事に対する建議に関する事務		9,900

	附属機関	担任する事務	庶務担当機関	報酬単価 (円/日)
49	鳥取県国土利用計画地方審議会	国土利用計画法(昭和49年法律第92号)によりその権限に属させられた事項の調査審議並びに国土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関し重要な事項の調査審議に関する事務	くらしの安心局景観まちづくり課	9,900
50	鳥取県土地利用審査会	国土利用計画法によりその権限に属させられた事項の処理に関する事務		9,900
51	鳥取県建築審査会	建築基準法第78条の規定による特定行政庁又は建築主事等の処分等に対する不服申立ての裁定及び壁面線の指定等に対する同意並びに同法施行に関する重要事項の調査審議に関する事務	くらしの安心局住宅政策課	9,900
52	鳥取県建築士審査会	建築士法第28条の規定による2級建築士試験及び木造建築士試験に関する事務並びに同法によりその権限に属させられた事項の処理に関する事務		9,900
53	鳥取県生活環境部指定管理候補者審査委員会	生活環境部の所管に属する公の施設について、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第5条、第6条第2項及び第22条第3項の規定による指定管理者の指定に係る審査に関する事務	水・大気環境課(緑豊かな自然課が担当する事務を除く。)	9,900
			緑豊かな自然課(鳥取県立布勢総合運動公園、鳥取県立東郷湖羽合臨海公園及び鳥取県立水ノ山自然ふれあい館に関することに限る。)	
54	鳥取県中小企業調停審議会	中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)の規定により商工組合等が締結する組合協約及び特殊契約に関する重要事項、中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律(昭和52年法律第74号)第6条第3項に規定する中小企業団体の構成員たる中小企業者の経営の安定に及ぼす影響等に関する事項並びに中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)の規定により事業協同組合等が締結する団体協約に関する重要事項の調査審議に関する事務		9,900
55	鳥取県大規模小売店舗立地審議会	鳥取県大規模小売店舗立地審議会条例(平成12年鳥取県条例第21号)第2条の規定による大規模小売店舗を設置する者がその施設の配置及び運営方法について配慮すべき重要事項の調査審議に関する事務	経済産業総室	9,900
56	地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会	鳥取県地方独立行政法人法施行条例(平成18年鳥取県条例第61号)第2条の規定による地方独立行政法人の業務の実績に関する評価その他地方独立行政法人法によりその権限に属せられた事項の処理に関する事務(地方独立行政法人鳥取県産業技術センターに係るものに限る。)		9,900
57	鳥取県商工労働部指定管理候補者審査委員会	とっとりバイオフロンティアについて、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第5条、第6条第2項及び第22条第3項の規定による指定管理者の指定に係る審査に関する事務		9,900
58	鳥取県農業共済保険審査会	農業災害補償法(昭和22年法律第185号)第131条第1項及び第143条の2第2項の規定による農業共済組合連合会の組合員が保険に関する事項について提起する訴の審査並びに農業災害の発生、予防及び防止に関する事項、共済掛金等の適正化に関する事項その他同法の運用に関する重要事項の調査審議に関する事務	農政課	9,900
59	鳥取県農林水産部指定管理候補者審査委員会	農林水産部の所管に属する公の施設について、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第5条、第6条第2項及び第22条第3項の規定による指定管理者の指定に係る審査に関する事務	農政課(生産振興課、森林・林業振興局森林づくり推進課及び水産振興局水産課が担当する事務を除く。) 生産振興課(鳥取県立とっとり花回廊及び鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館に関することに限る。) 森林・林業振興局森林づくり推進課(鳥取県立とっとり出会いの森に関することに限る。) 水産振興局水産課(鳥取県境港水産物地方卸売市場及び境漁港に関することに限る。)	9,900
60	鳥取県森林審議会	森林法(昭和26年法律第249号)第68条第2項の規定による森林に関する重要事項についての知事に対する答申及び関係行政庁に対する建議に関する事務	森林・林業振興局林政企画課	9,900
61	鳥取県建設工事紛争審査会	建設業法(昭和24年法律第100号)第25条の規定による建設工事の請負契約に関する紛争についてのあっせん、調停及び仲裁に関する事務		9,900
62	鳥取県建設工事等入札・契約審議会	鳥取県建設工事等入札・契約審議会条例(平成14年鳥取県条例第68号)第2条の規定による建設工事等の入札及び契約に関する制度及びその運用状況、建設工事等の入札及び契約に係る関係者からの苦情の処理状況、建設工事等の入札及び契約に係る談合その他の不正行為並びに用地取得等契約の処理状況についての調査審議に関する事務	県土総務課	9,900
63	鳥取県土地収用事業認定審議会	土地収用法(昭和26年法律第219号)第34条の7第1項の規定による同法の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議に関する事務	技術企画課	9,900
64	鳥取県採石場安全対策審議会	鳥取県採石条例(平成15年鳥取県条例第72号)第12条第1項の規定による採石認可及びその変更認可並びに災害防止措置等に係る命令並びに採石に係る重要事項についての審議及び知事に対する意見の具申に関する事務	治山砂防課	9,900

	附属機関	担任する事務	庶務担当機関	報酬単価 (円/日)
65	鳥取県地方港湾審議会	鳥取県地方港湾審議会条例（昭和49年鳥取県条例第16号）第1条の規定による県が管理する重要港湾及び地方港湾に関する重要事項の調査審議に関する事務	空港港湾課	9,900
66	鳥取県県土整備部指定管理候補者審査委員会	鳥取県立みなとさかい交流館について、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第6条第2項及び第22条第3項の規定による指定管理者の指定に係る審査に関する事務		9,900
67	鳥取県立大山駐車場指定管理候補者審査委員会	鳥取県立大山駐車場について、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第6条第2項及び第22条第3項の規定による指定管理者の指定に係る審査に関する事務	西部総合事務所地域振興局西部広域観光課	9,900
68	鳥取県立大山自然歴史館指定管理候補者審査委員会	鳥取県立大山自然歴史館について、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第5条及び第22条第3項の規定による指定管理者の指定に関する事務	西部総合事務所生活環境局生活安全課	9,900